

3日目（9月3日）

第3回福生市議会定例会会議録（第15号）

平成21年9月3日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第3回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 9月3日（木）午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 議案第48号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第49号 平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第50号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第51号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第52号 平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第53号 平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第54号 平成20年度福生市一般会計決算認定について

日程第9 議案第55号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第10 議案第56号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第11 議案第57号 平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について

日程第12 議案第58号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第13 議案第59号 平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第14 議案第60号 平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第15 議案第61号 市道路線の廃止について

日程第16 陳情第21－6号 介護保険に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第3回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、12番串田金八君。

（12番 串田金八君質問席着席）

○12番（串田金八君） おはようございます。朝一番なので元気よくやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、福生の水環境について2点、音楽のまちづくりについて2点、市民音楽祭について1点、御質問いたします。

初めに（1）、福生ほたる祭りについて質問します。

去る6月13日に、熊牛町会主催の第44回ほたる祭りが、4万人以上の来場者で大盛況のうちに挙行されました。市長の元気と補助金の増額など、多大なる御配慮のたまものと感謝しております。今回の質問は、福生ホテルについてですが、福生には、ほたる公園のほかに玉川上水沿いの新堀橋上流付近、清岩院橋付近、牛浜橋付近、平和橋下流などに毎年少数ですが、幻想的な光を放ちながらホテルが飛んでいます。ほたる公園では、4月の下旬ごろから7月初めにかけて、そこそこのホテルが飛び交い、市内外の人々から大変親しまれております。また、玉川上水の分水、熊川分水にも毎年必ず光を放ちながら飛び交い、付近の市民の方々が楽しんでいらっしゃいます。それでは質問の福生ホテルですが、まず、ドームの屋根に福生ホテルドームの看板をつけてもらって、福生のホテルを皆さんに知ってもらいたい希望が数多くありますので、

設置ができるか、また、福生ホタルのPRのために、パンフレットも残り少なくなつてまいりましたので用意してもらいたいものです。

次に、ドームの中ですが、ホタルが上陸して土の中に潜りさなぎになりますが、ドーム内の管理をするのに、どうしてもその土を踏まざるを得ない状態です。これは、渡り板を設置すれば解決することと思いますので、設置をよろしくお願いいたします。次は公園内の水路ですが、水路は全長50メートルほどあるのですが、高低差が50センチ以内で、トローンとした流れになってしまい、水路半ばで酸欠状態になっております。いわゆる死に水状態になっておりますので、これを何とか解決していただきたいと思います。

次に、水の温度についてですが、公園内にある湧水と水路の戻り水で水路の水を賄っているわけですが、各施設の水量の関係もありますが、水の水温が適しているかどうかお伺いしたいと思います。福生ホタルの生育についてですが、公園内の事務所内外で、ホタルのえさになるカワニナの養殖・ホタルの上陸、羽化して成虫になるまでの面倒やら、ホタルドームの水温・水量・その他数々の維持管理を市川会長率いる福生ホタル研究会の皆様、長年にわたり毎年、にわたり面倒を見ていただいております。

そんな中、数々の問題点が発生しておりました。例えば、ドーム内の雑草のことですが、ドクダミ、スギナなど酸性の強い草が生い茂っています。ホタルには強い酸性はよくないと、ドクダミとスギナを取り除いていました。などなどと、ほんの一部ですが、いろいろな問題点を上げさせてもらいましたが、ホタル研究会の方々が、今までの経験と専門誌などを参考にしながら汗水をかき、日々格闘、奮起しております。そこで、果たして本当に、今汗水かいてしていることがホタルに合っているのか、どんな水が甘いのか、考えてみますと不安です。

一つの例ですが、野澤前市長の出身地の長野県辰野町のことで、役場の正面玄関の突き当たりに研究所を設け、定年になった嘱託の生物の先生にさまざまな研究などをしてもらい、年間10万匹ものホタルの発生を定着させ、町ぐるみで全国に発信して、相当数の観光客を獲得しています。そのホタルの時期には、辰野町の公園内は有料で300円の入場料を取っています。福生市でも、右へ倣えといかないまでも、ホタルの好きな水生昆虫の専門家の指導者が欲しいのは事実です。40年から50年前には、玉川上水に大発生した例もありますので、こちら辺で本腰を入れて福生ホタルの確立に向けて、専門家の指導者の導入について考えていただけますよう、市長の御判断をお願いします。

次に、(2)の湧水について。福生の湧水について質問をします。福生の水環境を考えたら、ホタルと湧水を切り離すことはできません。前回の6月議会で、阿南議員が環境行政の中で、地下水、湧水の大切さについて質問しています。第4期福生市基本構想案の中でも、潤いのある水と緑の保全と景観創出といたしまして、多摩川、玉川上水、福生・熊川両分水、また、段丘岸線の緑と湧水の大切さについて載っております。湧水の保全は、福生市内全域に降った雨を全部地中に浸透してしまえば、すばらしい湧水が誕生することは間違いないのですが、道路のアスファルト、コンクリート

の土間、宅地外処理の問題など、福生市すべてとはいかないことはわかります。浸透ますによる宅地内処理が100%徹底できれば、地下水・湧水の保全是間違いないと、断言しても言い過ぎではないと確信しております。雨水の宅地内処理が1件でも多く設置できることを願っています。そこで、福生市の湧水の現状とその活用について、教えていただきたいと思います。

次に、縞屋の滝についてお聞きいたします。縞屋の滝を見に行った数多くの人から、「あれではよくわからない」「車が通るので危険だ」「あの水を手にとってみたい」などの注文を耳にしています。狭い福生の中の数少ない貴重な湧水の中でも、滝になっているところはこの縞屋の滝だけだと思います。そんな市民の声を聞いて、早々に行ってきたのですが、縞屋の滝の全貌が見られるようにあの金網フェンスを途中で切ってしまうとは思いますが、土砂崩れ、サワガニ取り等、いろいろな問題点はあると思いますが、なんとか多くの市民に見てもらえるような施設にしていきたいと思いますと思いますが、整備について少し検討していただきたいのですが、よい答弁をよろしくお願いします。

次に、2番目の音楽のまちづくりについて質問します。(1)のどのような事業内容かについて質問します。加藤市長が昨年の5月に就任され、この3月に21年度予算が決まり、加藤市長の初めての新たな予算で21年度がスタートしました。その予算の中に、今後、音楽のまちづくりの予算がありました。新メニューの、この音楽のまちづくりの事業内容と、今後どのような音楽のまちづくりをしていくのか。また、その心構えなどありましたら教えてください。

次に、「予算を地域に」と題しまして地域と学校のつながりのことでお聞きします。

毎年熊牛町会主催のほたる祭りに、隔年になりますが、一中・三中の吹奏楽部に交互に演奏していただいておりますが、その反響はとても素晴らしいものです。会場が観客でいっぱいになり、会場をはみ出し歩道にまで観客があふれ、福生警察の方には怒られているのですが、音楽でこれほど観客が熱狂するのかと、毎年、関心と驚きを味わっています。演奏している子どもたちも、緊張の中にも歓声と拍手の多さに笑顔でこたえて、中学校生活のよい思い出の1ページになっていることと確信しております。ほかに、福生市のさまざまな催し物に参加していると思いますが、音楽と地域のつながりなどありましたらお願いいたします。

次に、2の市民音楽祭について質問いたします。ことは、市民音楽祭が民営化になった成果が出ているせいか、いろいろな催し物がメジロ押しになっていると思います。その中で私が見たものは、3月に日米交流合同音楽祭、5月にフレンドシップコンサート、6月に「緑のハーモニー2009」と題した市民音楽祭、7月に国立中国雑技団、8月にドラムストラックと、いつになく、頻繁に市民会館に通わせていただきました。きょうはその中の、市民音楽祭について、感想などをしゃべりながら質問させていただきます。

その市民音楽祭ですが、その名のとおり第一部のジャズでは、毎朝家の前であいさつしている方や、町会の元役員の方の2人のお子さんがトランペットを演奏していた

り、草笛ではいつも御近所で野菜を一生懸命育てている方が草笛をとっておきの顔をして一生懸命演奏している姿を見させていただきました。第2部では、コーラスでしたが、まさかあの奥様がと思う方々が、きれいなドレスを着飾って、指揮者の手を一心に見つめ、体を揺らしながら気持ちよさそうに歌っていました。第3部の合唱では、エンゼルに扮したかわいい双子のお子さんが、リズムをとりながらページをめくり、大合唱がスタートいたしました。大舞台に100人以上はいたと思いますが、これぞまさしく市民音楽祭と思うほどの迫力でした。その中に、一緒に夏祭りの準備をした町会の役員の方、先日、一緒にスナックでカラオケを歌った方など、おっちゃんコーラスの面々が勢ぞろい、また、子どもたち、若い奥様方、以前若かった奥様方と大舞台の上で、真面目な顔で何曲も楽しそうに歌いまくっていました。大合唱を始め、いろいろな曲をこの日のために、幾日もかけて練習したことと察します。実にすばらしい音楽祭でした。最後の歌の、「トゥモロー幸せ」で大トリとなりましたが、その中の幸せを使って、「言葉って不思議ですね。」「言葉だけで幸せになってしまいます。」「その言葉にメロディーがつくと歌になって、幸せに迫力がついてもっともっと幸せになります。」と、指揮者の方が、締めくくって幕を閉じました。感想としては、これぞまさしく市長が言っている音楽のまちづくりだと自分なりに確信しました。いろいろお話させていただきましたが、この市民音楽祭の内容と、来年の市制40周年にちなんで特別な音楽祭を企画しているのかお聞かせください。

次に、市民文化祭について質問します。(1)の日程等運営についてです。

文化祭に参加している個人・団体の方が1年間練習・稽古に汗を流し、その発表の場で成果を出し切る、そんな発表を会場いっぱいの観客が、かたずを飲んで拍手をしたり、歓声を上げたり毎年文化祭を楽しみにしている市民の方がたくさんいらっしゃいます。しかし、ことしは参加を予定しているたくさんの方から、参加の規制やら日程の変更やらで、参加できないと耳にしますが、どのような日程、どのような運営になっているのかお尋ねします。また、参加を断られた個人・団体の方、日程調整ができない団体等の参加は無理なのかお聞きします。

これで一回目の質問を終わります。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。串田議員の御質問にお答えさせていただきます。

福生の水環境についての1点目、福生ホテルについてでございます。熊川・牛浜町会主催で毎年6月に開催されますほたる祭りでは、大勢の人でにぎわい、その際には、ほたる公園にも多くの方が訪れ、ホテルが乱舞している公園として親しまれております。公園内には、ホテルを育てるドームがございまして、水質管理、水温調査、ホテルの観察、水路の清掃等について、福生ホテル研究会に委託をして、ホテルの育成や管理をしていただいております。そこで、このホテルドームの看板の設置についてでございますが、ホテル研究会からも御要望がございまして、ドームの視察等に訪れる方もおり、場所がわかりやすいようにしたいとのことでございますので、研究会と調整

し設置をいたします。また、PR用パンフレットにつきましても、部数がなくなってきたとのでございますので、増刷いたします。

次に、ドーム内の渡り板の設置と落差のない水路の改修についてでございます。

ホタルの幼虫は、水中から上陸して土中で成長していくため、ドーム内の土の部分歩いて作業することや、水路に落差がなく、流れが悪く、酸素が不足することなどは、ホタルの育成に影響が出てまいります。それらの改善につきましては、現場をよく調査をさせていただき、ホタル研究会と調整をし、対策をとりたいと考えております。

次に、ドームの水がホタルに適しているかとのことでございますが、この水路は湧水等を利用して流しており、水質管理及び温度調査はホタル研究会に委託をしております。水温が適しているかについて調査をしたことはございませんが、これまでもホタルは育てておりますので、特に問題はないと考えております。また、専門家の指導者の導入についてでございますが、ホタル研究会の皆様も永年、ホタルの研究や育成をしていただいておりますので、知識は豊富ではないかと考えております。そこで、ホタルの群生に向け、より専門的な指導者が必要とのことでございますが、できれば、現在の会員の皆様方にこれまで培ってきた経験を生かし、会員同士で知識を高めていただければと思っております。ホタル関係のお知り合いの方も大勢おられると思いますので、会員の皆様でふさわしい方を探していただき、会員になっていただくこともよいのではないかと考えております。

次に2点目の、福生市内の湧水でございますが、平成17年に市民の方々にお集まりをいただき、2年間かけて市内の湧水を調査していただきました。調査では8カ所を対象といたしましたが、水温も年間を通して、摂氏10度から20度の範囲内と一定しており、水質も大変良質であるとの報告を受けております。湧水の活用でございますが、昔から地元の皆様は、生活用水や農業用水として大切に利用していらっしゃいました。現在では水道も完備され、生活用水として利用されている方はほとんどいらっしゃいませんが、湧水の流れは、ほたる公園や下の川遊歩道公園の水として、市民の方々に潤いと安らぎを提供しております。また、湧水には、多摩川の水源としての役割、周辺地区のヒートアイランド対策等としての役割、地下水の水質などを知ることができる役割、緑や生物などの自然環境を形成する役割などがあるかと考えております。

次に、通称「縞屋の滝」の整備についてでございますが、水量も多く貴重な滝でございます。しかしながら、現在は法面の崩落防止用のネットが張っており、場所がわかりづらく、見学する場合でも道路上からになり危険な状況でございます。このため、ネットを移動することで見学スペースは確保できますので、福生市の景観の保全、創出の観点からも安全性や施工方法等も含め検討し、整備をしたいと考えております。次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で串田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 串田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、児童・生徒による音楽のまちづくり事業、この内容でございますが、福生市立学校の特色の一つとして、従前から児童・生徒による吹奏楽活動は、クラブ活動や部活動としても誇り高い実績を上げ、学校の教育的意義としても、かなり重要な位置を占めているところでございます。

中学校におきましては東京都吹奏楽コンクールなどにおきまして、輝かしい賞を数年にわたり連続で減少し、また、小学校・中学校ともに学校行事のみならず、市や地域の行事などにも一役を担い、大きな貢献をしているところでございます。この児童・生徒の活躍には市内外関係者からも高く評価をされ、市民に楽しみや潤いを与えているものと、教育委員会でも評価をいたしているところであります。さらに、福生市内にも音楽活動で活躍をされている人材も数多くおられまして、これまでも児童・生徒のより充実した活動に御貢献をいただいているところでございます。これまでの御支援に感謝とともに御礼を申し上げる次第であります。

そのような中、ここ数年特に児童・生徒の活躍が増大してきたこともございまして、福生市立学校に吹奏楽の指導力の高い教員の配置も進めてまいりました。ただ、児童・生徒がさらに飛躍できる音楽振興の環境は、必ずしも整っているとは言いがたく、不足をしております楽器もかなりあり、他市の学校に協力を要請することも少なからずありました。

そこで本市におきましては、児童・生徒並びに指導者の音楽活動に対する情熱を最大限に発揮できる環境をつくり、これまで以上に学校における音楽活動の充実や、わがまち福生に地域貢献できる市民と小中学校との新たな関係構築を図るため、仮称「児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート」を実施したいと考えたところでございます。

本事業の目的としては、福生市の児童・生徒の学習や社会貢献活動の意欲の喚起、そして、自信と誇りある学校生活の基軸となりうる場づくりを提案し、子どもたちと大人が気持ちを合わせ、元気のある希望と活気がみなぎるまちづくり、学校づくりをしていこうとするものでございます。具体的な事業の取り組みといたしましては、本年の4月には指導室を中心にいたしまして、各校の代表者で構成をいたしております「福生市立小中学校音楽のまちづくり実行委員会」を組織いたしております。

次に、本事業を推進いたします予算といたしましては、本年度当初予算でお認めをいただいているところでございまして、これにより、日常の活動で使用いたします楽器の購入を進めることとし、さきに述べました市民向けのコンサートを小中学生により、繰り広げることを企画いたしました。そのため、現在所有している楽器の点検・修理、コンサート会場の確保、案内プログラムの内容検討などを進めているところであります。

なお、仮称「児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート」につきましては、年が明けて明年3月13日土曜日に、福生市民会館において開催をいたすべく、その準備を進めております。

そして、このたびの国の地域活性化経済危機対策臨時交付金が活用できるということから、当初予算の補正による事業費の増額をお願いし、楽器類の補充をし、本事業のさらなる発展を図りたいと考えているところであります。本事業の成果と影響につきましては、教育活動としての音楽教育の振興はもとより、音楽を通して、福生市の子どもたちの地域での活動や、交流の機会がより拡大することで、音楽活動を通した世代間交流を促進させ、まち全体で子どもの育ちの機会を創出するとともに、指導者の発掘や指導体制のさらなる充実が図られ、ひいては、市民の音楽活動をより促進をさせ、健全で明るい希望あふれる地域活動に高めてまいりたいと考えるものであります。そして、これまで以上に福生の伝統行事、福生七夕まつりあるいは、ほたる祭りなどでの演奏、パレードへの参加、福祉まつりでの演奏会、さらには、新たな子どもたちの音楽発表会の開催等々により、まちづくりに参加貢献する子どもたちの育成につなげてまいりたいと存じます。

次の、音楽のまちづくりについての２点目の市民音楽祭でございますが、この市民音楽祭は、市内の音楽愛好者連絡会と公民館が毎年共同で開催をいたしているもので、昭和５７年から始められ、ことし６月２１日に第２７回の市民音楽祭が市民会館大ホールを会場に９２０人の入場者で実施をされております。最近の市民音楽祭は３部構成となっており、第１部には楽器を使う団体の発表、第２部ではコーラスグループの発表、そして、第３部では公民館が主催をいたしました市民音楽講座に参加をした市民によりますミニミュージカル形式の合唱で構成をされております。特に第３部では、市民音楽講座として毎年自作のテーマとストーリーをもとに歌が選ばれ、その歌を公募による１００人ほどの参加者が１０回ほどの合唱練習を行い、当日舞台上で合唱の成果が披露されるわけでございます。

これまでの経緯の中では、小学生中心のコーラスグループや、市内中学校の吹奏楽部あるいは福生高校の吹奏楽部の生徒の参加、大学の音楽愛好サークルが多様な楽器で演奏に参加といった、非常にバラエティに富んだ内容とを構成が特徴となっております。

市民音楽祭は年齢や経験の異なる参加者が、出会い知り合う機会であり、新たな人間関係の広がりや深まりのきっかけとなります。また、音楽のジャンルを超えた交流から、音楽を通してまちづくりにかかわる人たちが生まれているとも考えております。来年度には、市制４０周年記念として団体及び個人の参加を含め新たな参加者を迎え、特に第３部の市民合唱では、テーマやストーリーをより豊かなものにし、例年より２倍ほどの合唱の練習時間やリハーサル回数を含めて、内容の充実をした市民音楽祭をつくろうと、音楽愛好者連絡会の皆さんと検討をいたしているところでございます。

続きまして、３点目の市民文化祭への御質問でございますが、この市民文化祭は、市民の文化活動の成果を発表する機会として、昭和４５年の市制施行の年より始まり、ことしで３９回の開催と相なります。また、ことしも多くの市民の皆さんの参加をいただき、現在市民の皆さんとの協働により開催の準備を進めているところでございます。具体的には、文化祭に出展あるいは出演をされる個人及び団体の代表者、福生市

文化協会の役員及び市の担当部署の職員によりまして構成をされております。文化祭実行委員会を組織し、出店場所の調整、演示日時と会場の調整、その他必要なことについての協議の上、決められております。

今年度の文化祭も10月24日から11月8日の間の土曜、日曜、祝日を利用いたしまして、演示については7日間で、上演時間をそれぞれ午前10時から午後10時の日程で、展示は10月31日土曜日と11月1日日曜日の2日間、時間は午前9時から午後5時の日程で開催をする予定となっております。今年度は個人参加9人、団体参加227団体、参加者総数3219人と、昨年に比べまして279人多い参加者が予定をされております。また、参加者の一部の方から日程の運営と会場の調整について御意見をいただいているところでございますが、演示の日程と会場及び展示の場所につきましては、申し込まれた方から第1希望、第2希望を伺い、実行委員会の中で皆さんの話し合いにより決めていただいております、すべて希望どおり決めることはなかなか難しい状況ではございます。限られた期間と場所の中で、参加者の皆さんが平等に成果を発表できるよう、引き続き実行委員会の中で十分に相談をさせていただきます。なお、来年度市制40周年を迎える記念の年でもございますので、市民文化祭の開催においても、市民の皆さんの御意見をお聞きしながら内容の充実に向けた取り組みができればと、かように考えているところでございます。

以上、串田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（串田金八君） 市長と教育長の御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問に移らせてもらいます。

1点目は、堂川についてですが、以前、神明社の下に堂川という名で、湧水がとうとうと流れていたようですが、現在はどうなっているのか教えてください。

2点目、市内の湧水は、市長答弁でも市内の湧水の水質はよく、水温も一定しているとのことでした。せっかく、水質のよい水ですので、どこにどのように流れていくのか、大変気になるところでございます。例えば、中福生通りの東側にあります中福生公園のわきに、古くから水窪といわれております湧水があります。水窪の流れの先はどこに行き着くのか、教えてください。

3点目はその水窪の湧水について、湧水には看板は設置されているのでしょうか。

4点目は、湧水の名前についてですが、第七小学校の東側には竈屋の滝があります。市内の湧水の中で、ほかに名前がついている湧水があるのでしょうか。その辺の状況を教えてください。

5点目は清岩院の湧水が東京の名湧水に選ばれていると聞いていますが、その辺の事情についても教えてください。

次に、音楽のまちづくりについて再質問します。確か、5月のフレンドシップコンサートだと思うのですが、横田基地のジャズバンドにまぎって、いつも福生の行事に御協力いただいている福生吹奏楽部や、福生高校の吹奏楽部や、小学生の吹奏楽部が次々に演奏していました。その小学生の吹奏楽部ですが、今、7つある福生の小学校で、ことしのこの事業に校参加するのか。また、そのフレンドシップコンサートで演

奏していた小学生の吹奏楽が、解散してしまうと聞いてびっくりしているのですが、その辺のところを聞かせてください。

次に、文化祭についての再質問をします。先ほどはホールについて質問しましたが、今度は菊や絵手紙などの物品や作品の紹介などをお願いします。そのほかに喫茶コーナー、軽食コーナーなどございましたらお願いいたします。よろしくお願いします。

○都市建設部長（小峯勝君） 再質問に御答弁申し上げます。

1 項目目の福生の水環境についての2 点目、湧水について5 点ほどいただいておりますが、私の方からは、1 点目の堂川は現在どうなっているのかということの御質問にお答えいたします。

以前、この堂川でございますが、神明神社の境内に隣接しております神明児童遊園の北側の堂坂のたもとから、湧水を水源として長沢地区を南北に縦断するように、こんこんと水音も軽やかに人々の身近を流れるきれいな小川だったそうでございます。しかし、昭和38 年ごろ、公共工事を実施した後、湧水はかれて小川も消滅してしまったとのことでございます。このため、堂川の復活を求める声を受けまして、神明児童遊園内に堂川をしのばせる、新たな清水を復活させました。なお、現在この堂川のいわれは、神明児童遊園内に書き示されております。福生市内に残された湧水は、貴重な財産として後世に引き継がなくてはならないと考えております。以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 私の方からは、湧水に関しての2 点目以降の御質問にお答えをさせていただきます。2 点目の中福生公園の愛称でございますが、中福生みずくぼ公園わきの湧水でございますが、湧き出した後、地表を2 メートルほど流れた後、側溝に入りまして、そのあとは雨水幹線を通りまして、多摩川に流れ込んでおります。そこに対する看板の設置でございますが、現在のところ、湧水を紹介いたします看板の設置はございません。なお、看板の設置につきましては市民グループの湧水探検隊からも提言をいただいておりますので、説明文などの内容について協議するようになっております。

4 点目の、市内の湧水に名前がつけられているのかということでございますが、市として名称を定めているわけではございませんが、地域の方々から、先ほどの中福生には通称水窪といわれる湧水がございまして、第七小学校東側の縞屋の滝といわれる湧水がございまして、他の湧水で名前がついているかどうかということは、申しわけございませんが把握をしております。

5 点目の清岩院の湧水でございますが、東京都では、平成15 年度に「東京の名湧水57 選」を選定・公表いたしました。福生市からは清岩院が選定されております。清岩院でも、数カ所から質のよい湧水が出て、せせらぎとなっているということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○参事（川越孝洋君） それでは、私の方から児童・生徒によります音楽のまちづくり事業につきまして2 点ほど御質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

まず、本年度の本事業に参加いたします学校数でございますが、小学校は3校、中学校全校で実施をしておるところでございます。また、これまで小学校で活動しておりました音楽バンドが活動できなくなったのではないかと御指摘でございますが、この件につきましては、市内の小学校におきまして平成16年当時、校長の方針で児童の居場所づくりの1つといたしまして、金管バンドを実施したいと考えられたものでございます。その準備を進める中で当時、校内に指導者が不在であったということから、校長が地域の方々に指導の協力を求め、その要請に快く引き受けていただいた方々の熱意により、年々成長を続けてきたものでございます。そして、今日まで児童の金管バンドとして活動を続けてまいりまして、さらなる発展をしてきたところでございます。私も着任以来、幾度か演奏会にお邪魔をしたところでございますが、音楽活動として、子どもたちの成長が感じられる地域に根づく立派な活動でございます。

そんな中、本年度の教職員の人事異動によりまして、同校には吹奏楽指導の専門の音楽の教員の配置ができて、校内での教育課程としての位置づけで吹奏楽の活動ができる状況が整ったところでございます。御案内のように、小学校のクラブ活動や中学校の部活動はその指導方法や内容、特に吹奏楽におきましては、楽器ごとのより専門的な指導が必要であることや、楽器などの維持管理、そして発表会等へ向けましての準備等数々の指導に係る要件も多くございます。私どもも、これまで支えてくださった方々の熱意を引き継ぐ形で、何とかできないものかということで校長を中心に検討してまいりました。このたびは、今後の児童への影響をかんがみ、教育課程の位置づけとしてクラブ活動として新たに発足をするという形態をとらざるを得なくなりました。その上で、御協力をいただいております地域の方々の熱意を別のところで生かせないものかと、私どもも思い悩みまして、そして、御自身もより積極的な姿勢で御検討をいただいたところでございます。

先日、その地域の方々から新たに地域の中で、音楽活動としてスタートが切れる見込みがついたというふうなことをお伺いし、私どもといたしましても、安堵をしたところでございます。

今後、指導室といたしましてもできる限りの支援もしていきながら、この熱意にこたえていきたいというふうに考えているところでございます。さらなる音楽活動の充実・発展に努めてまいりまして、児童・生徒による音楽のまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 市民文化祭の展示状況につきましてお答えいたします。

市民会館及びさくら会館を会場といたします展示の部門でございますが、当21年度におきましては、菊花展やサツキ展、山野草展のほか、植木市、手話展、活動展、絵画展、絵手紙展、美術工芸展、陶芸展、草木染め展、手芸展、写真展、華道展、書道展、ペン習字展、アマチュア無線クラブの実演など、個人参加、団体参加合わせて60件、866人の皆さんから申し込みをいただきました。盛大に開催させていただく予定でございます。展示コーナーには喫茶コーナー等は特にございませんが、11月1日の日曜日には福庵でチャリティー茶会がございます。また、市民会館内の軽食・

喫茶店は開店いたしておりますので、御利用いただきたいと思います。以上、答弁でございます。

○12番（串田金八君） 各部長の御答弁、ありがとうございました。それでは、各項目について要望いたします。

初めに、福生の水環境について要望いたします。今、役所の1階ロビーに七夕飾りが展示してあります。どれをとってもすばらしい力策ばかりで、改めて感心いたしました。制作者の七夕に対しての心意気、御苦勞を感謝しております。桜まつりに桜、七夕に七夕飾り、ほたる祭りにホタルと、主役がしっかりしていれば、市民はもちろんあらゆる方に感動を与えることができます。今ではすっかり定着してきたそれぞれの祭りに、福生ならではの磨きをかけたいものです。そんな中今回は、福生ホテルについて質問したわけですが、それぞれの課題に前向きな答弁をいただき、感謝しております。また、ホテル研の技術向上に御指導やら励まし等をいただきまして、ありがとうございました。ホテル研の会員一同、市長の檄に燃え上って1匹でも多くのホテルが飛び出すよう、努力し続けることと思いますので、変わらぬ御指導や御協力を要望いたしまして、次の湧水についての要望に変わります。

狭い福生の貴重な湧水です。宅地内の浸透ますの促進と今回は縞屋の滝の質問でしたが、他の湧水についても多くの市民に知っていただいて、また、実際に見ていただけるよう、湧水のいわれなどの看板設置を要望いたします。

次に、音楽のまちづくりについて要望いたします。

先ほどの教育長の答弁の中で、各小中学校で数々の賞を受賞しているとありますが、福生市にとっても、児童・生徒にとっても、大変名誉なことと喜んでいます。以前に、吹奏楽は格闘技だと聞いたことがあります。受賞するまでに格闘技に匹敵するような、児童・生徒の日々の努力の成果だと察します。その努力の結晶を地域の催しに参加して発揮してくださっている生徒さんと、担当してくださっている先生方に感謝と敬意を表します。そして、ますますのレベルアップを期待するとともに、音楽のまちづくりに参加、協力していることに感謝しております。

次は（2）の市民音楽祭についての要望です。

今度の一般質問を通じて、草笛からカラオケ、ジャズ、コーラス、オペラ、吹奏楽、合唱団に至るあらゆる音楽に、何らかの形で携わっている市民の方がたくさんいらっしゃるということがわかり、加藤市長の音楽のまちづくりが富士山のふもとを登り始めて、時間はかかると思いますが、市民の皆様と手を携えて、山頂目指して進んでいくことを願っております。

話はがらっと変わりますが、ことしの6月にアメリカはテキサス州で開かれた第13回ピアノコンクールで、日本人で初めて見事優勝した、全盲という障害を持つ辻井伸行さん、この方のピアノ演奏は、世界はもとより日本中で引っ張りだこだと聞いております。もう1人、ことしの5月にイギリスの公開オーディション番組で、ミュージカルの「キャッツ」の「メモリー」を歌ったイギリスの歌姫、スーザン・ボイルさん、この方はちょっと太めで普通のおばさん風ですが、その歌声のすばらしさに世界

中からインターネットのアクセスが1億回にも達していると聞いております。最近、アメリカに入りあちこちの会場で歌っていると、先日テレビのニュース番組で言っておりました。こんな方が福生市の市民会館で辻井さんのピアノ演奏、スーザン・ボイルさんの歌を開催できたらどんなにすばらしいことか。そのほかにもすばらしいアーティストがたくさんいらっしゃいます。音楽に携わっている市民の方のみならずたくさんの方々が、少なからずそんな希望は持っていると思います。音楽のまちづくりでスタートした福生市で、前向きに考えていっていただけるようお願いしています。先ほどの市民音楽祭の答弁の中で、音楽愛好者連絡会、「音連」と公民館の共同で開催され、ことしで27回も続けているとありました。ボランティアで長年にわたり音楽祭等、大変お骨折りされている「音連」の皆様に敬意と感謝をこの場をお借りしまして御礼申し上げます。1年間を通しての練習や、会合や音楽祭等運営されていく中で、指導者、後継者の問題点等山積みの問題があると思いますが、それらを乗り越えて、「音連」が末長く、楽しく続けられることを願っております。また、市制40周年の音楽祭が、記念行事として盛大に開催できますようお願いしております。以上、各項目についていろいろお願いいたしました。音楽のまちづくりの全般にわたりまして、小中学生から音楽が大好きな市民の皆様に至るまで、市長の御尽力と御協力を要望いたしまして、まちづくりについての要望は終わります。

次に、大きな3点目の文化祭について要望いたします。この文化祭についての質問は、参加規約にひっかかって出場できないという市民の方々からの苦情で始まったことです。御答弁の中でも、ことしの参加者総数3219名で、去年より279名も増加しているとあります。開催日程と開催時間が同じでは、必ず行き詰まってしまいます。答弁で平等に成果を発表できる工夫を引き続き実行委員会の中で相談するとあります。よりよい方向に相談がまとまりますようお願いしております。

次に、文化祭全体についてですが、大小二つのホールでの発表から物品展示やら、スタッフもろもろの参加者の方が5千人程度いらっしゃると思います。見学者を含めると2万人もの大事業になります。担当者の職員、また実行委員会の気合いも相当なものになることだとお察しいたします。まず、ことしの市民文化祭の成功をお祈りいたしております。来年は市制40周年の年です。市民文化祭も記念行事と題しましていろいろな企画のお考えがあるようですので、盛大にまた楽しい記念行事になりますよう要望いたしまして、私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（大野聡君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほど串田金八議員の質問の中で余り好ましくない発言がありましたので、議長においてこれを削除させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 次に、16番羽場茂君。

（16番 羽場茂君質問席着席）

○16番（羽場茂君） よろしくお願ひいたします。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

御指名をいただきましたので、3項目の一般質問をさせていただきます。

1項目目は、災害対策について、特に集中豪雨時の対策の見直しについてお伺ひいたします。

さきの、福岡・山口・兵庫集中豪雨におきましては、多数の痛ましい死傷者を出すことになりまして、謹んでお見舞い申し上げるところでございます。今回の、いわゆるゲリラ豪雨という、最大で、報道によりますと今まで地元の方が経験したことがない、そういう降り方であり、また、思いもよらない災害となったようでございます。ここから得られる教訓、教訓という言い方は大変失礼かもしれませんが、我が市がこれをもとに、どのように準備等をしていけばいいか、というような考えがありましたらお聞きしたいと思ひます。

それから、2点目にあの、福生のハザードマップ等ありますけれども、主に地震とか、多摩川のはんらんというのが想定を中心になっていると思ひますけれども、このゲリラ豪雨という新たな視点から見たときに、市内の道路等につきまして、危険箇所、これはどのようなものが考えられるか。これは把握されているかどうか。また、検討されているかどうかということについてお聞きいたしたいと思ひます。

また、3点目に今回の豪雨の被害の中で、ちょっと特徴的なことがありまして、避難勧告等が発令されていないうちに土砂が崩れて、福祉施設が埋まったりと。それから、発令前に自主避難をしている、その自主避難の最中に流されて、多くの方が亡くなっているという今までにない事態がございました。今、市が想定しております避難誘導の体制の見直しについても、見直す必要性も感じるわけでありまして、それについてお伺ひいたしたいと思ひます。以上、災害対策についてお願ひいたします。

2項目目は、高齢者の生活支援ということについてお伺ひいたします。

1点目は、福祉バスの今後についてお伺ひいたします。きのうもありましたけれども、試行運転として導入されて1年以上たちました。今後の方針について、どのようにお考えかお願ひいたします。また、この間に寄せられた利用者あるいは市民の要望や、御意見というのにどんなものがあつたのか。また、それにどのようにこたえられるか、ということをお願ひいたします。

2点目といたしまして、最近、マスコミ等でも上がっておりますけれども、買い物難民という言葉が多くいわれるようになっております。高齢者の多い団地などで、地元の商店が撤退することで、交通弱者の方々が買い物に困っていると。その他、バス路線の変更で、病院への通院が困難になるというような、思わぬところでいろいろ困難に直面している高齢者の方々、あるいは弱者の方々がいるという実態がありまして、そういうのが、今問題になりつつあると。これは高齢化が進めば進むほど、こういった問題があると思ひますけれども、高齢者の生活実態の中でどのような困難があるの

か。買い物等も含めてですね、こういうような調査というのが必要になるかと思えますけれども、そういった実態調査というものについてどうお考えか、お願いいたします。以上、高齢者の生活支援についての質問といたします。

次に3項目目で、教育行政についてお聞きいたします。

先日、全国学力テストの結果が公表されまして、マスコミでも、出ましたが、今回はちょっと、選挙とかいろいろありまして大きく報じられなかったのですが、相変わらず平均点でどうのこうのというようなこととか、いわゆる詰め込み教育を頑張っているところの報道とかがありまして、非常に腹立たしい思いをしておるわけですが、私としましては、平均点の比較でものを言うというのは、愚の骨頂だというように思っております。ただ、義務教育の結果の一つとして、高校の進学、こういう関門があります。福生の諸君はどのように、戦ってその成果はどうであったか。私の知る限りでは非常に、いわゆる難関といわれる都立高校に、多くの合格者が出て頑張っているとまた、中堅下位と言われているところもその戦いぶりが非常によかったというふうに思いますが、その状況についてお願いいたします。また、この間、福生市の教育委員会は基礎学力の定着、こういうのを大目的にさまざまな政策の向上の施策を展開してまいりました。ものすごい御努力をしていただきました。ここで、そうした施策の全貌はどうであったか、また、その成果について、この際まとめてお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、以前にもお聞きしておりますけれども、中学校卒業後のいわゆる青年世代に対する相談窓口の創設についてであります。なんらかの理由で高校を中退したり、離職したりした場合、孤立無縁の状態に陥っている境遇にさらされている、いわゆる青年の方々がさまざまな相談あるいは情報の収集ということに対しまして、その施策というのが、ほかの世代と比べるとかなり劣っているといえますか、充実しているとはいえないと思います。現に多くのそういった方々が苦しんでいる実態があります。こうした方々に対するこういう支援の手、あるいは窓口の創設というようなことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

3点目は、インフルエンザの対策ですが、特にこの教育現場、小中学校のインフルエンザの対策についてお聞きしたいと思います。本日は9月3日でもう既に新学期は始まっておりますけれども、全国並びに東京都におきましても、学級あるいは学校閉鎖が早くも始まっております。行った途端に次の日から学校閉鎖というような事例もあります。

今回普通のインフルエンザの流行の仕方と違ってございまして、ピークが長引いておると、これから大流行するということがありまして、この対応というのが普通の対応ではちょっと難しいのではないかとこのように思っておりますけれども、今後は秋冬を迎えますけれども、教育委員会としてはこの小中学校の新型のインフルエンザ対策について、どのように立ち向かおうとされているのかについてお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。御答弁よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 羽場議員の御質問にお答えさせていただきます。

集中豪雨時の対策の見直しについてでございます。7月に発生した死者、行方不明者17人を出した山口県の豪雨災害では、特別養護老人ホームが土石流に飲み込まれるなど、人的な被害は多大なものでありました。また、8月初旬に台風9号により、20人の死者、行方不明者を出した兵庫県での豪雨災害も、町全体が大きな川のように水に覆われ、大変な状況であったと聞いております。このような大きな被害に遭わないように、住民はふだんから、危険箇所や避難方法を確認しておくこと、そして、災害の危険性がある場合には、行政は災害情報を速やかに住民へ伝え、どのように避難するかなどを的確に周知することが、被害を最小限に抑えるために必要であると考えております。福生市においては、平成18年度に福生市防災マップ、多摩川洪水ハザードマップを作成し、市民の皆様に配布をさせていただいております。このマップには、避難場所や危険箇所など、防災についての情報が明記されておりますので、ふだんからいつでも見られるような場所に置き、災害時には対応できるよう、心がけていただきたいと思います。

次に、ゲリラ豪雨時の道路危険箇所及びその検討についてでございます。

市内道路の雨水管の整備につきましては、平成20年度末には、雨水幹線のうち約95.7%を完成してございまして、以前に比べれば、道路冠水による危険箇所は解消されております。近年の異常気象に備え、道路冠水注意箇所の地域マップを作成し、事前の対策をとっておりますが、雨水管未整備地域や整備済みの地域においても、想定量以上の雨が降ると一時的に道路が冠水を起こす路線もございます。現在は、福東地区の雨水幹線がまだ整備されておらず、ポンプアップ等の暫定処理で雨水排水を行っている箇所もあり、停電等の影響で道路が冠水することがございます。しかし、この地域につきましては、昭島市残堀2号幹線が平成22年度に福生市まで完成する予定でございますので、これにより、福東地域の雨水幹線の整備が可能となりますことから、道路冠水は解消されと考えております。そのほかの道路冠水箇所の解消に向けては、現状をよく調査し、集水ますの増設やマンホールの改善及び雨水管の設置等で対応してきております。具体的には、平成18年5月に発生した加美立体通りのアンダーパス部分の冠水や、これまでたびたび冠水していた富士見通りと交差する市道第1060号線につきましては、マンホール等の改修を行い、対応をいたしております。また、雨水管への負担の軽減を図るために、雨水をなるべく地下に浸透させることを推進してございまして、宅地開発指導要綱に該当する事業では、1時間60ミリの降雨量を想定した雨水量の3分の1以上を宅地内処理するよう事業者へ指導し、戸建て住宅等では、雨水貯留浸透施設設置助成事業を9割補助により実施をしております。

次に、避難誘導の体制についての見直しの必要性についてでございます。現在のところ、福生市地域防災計画の中で、風水害による災害時の避難勧告・指示の基準はおおむねに至ったときに発することとなっております。風水害、土砂災害の際の避難等については、多摩川が警戒水位を超え洪水のおそれがあるとき、また、河川上流部が

水害となり福生市に危険があるとき、がけ崩れ等により危険が予想されるときなどは必要な措置を講ずることになっております。市内の要避難地区として多摩川がはんらんした場合、あるいはおそれがある場合の国土交通省による浸水想定区域として、南田園地区が想定されております。また、がけ崩れが発生した場合、あるいはおそれがある場合の急傾斜崩壊危険箇所として、東京都に確認されている箇所が、主に田園地区のはけの部分で9カ所あり、いずれも浸水被害等のおそれのある場合の避難先は高台とされております。具体的な避難場所はハザードマップに明記されておりますが、一時避難所として、第二小学校、第一中学校、二次避難所として、第三小学校、多摩工業高校、熊川地域体育館としております。避難情報としては、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、青梅市にある調布橋の水位が水防警戒のため出動する高さに達し、さらに水位の上昇が予想されるときには避難準備情報を、そして川から水があふれたり、洪水の危険があるときには避難勧告を、さらに川の水が堤防を超えたり、堤防が決壊したときには避難指示と段階的に避難情報を、防災行政無線等により流してまいります。現在はこのような体制となっておりますが、地域防災計画は5年をめぐりに見直しを行っており、としがその見直しの年となっております。地球温暖化によると思われる以上気象現象が最近多くなっており、こうした気象現象も踏まえ、また、東京都からの指導も仰ぎながら、地域防災計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。またこれに合わせ、災害対応職員マニュアルも見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生活支援についての1点目、福祉バスについてでございます。

まず、今後の方向性をどのように考えるかでございます。平成21年4月に実施した利用者アンケートでは、運行日、運行便数、走行時間などについて、70%以上の方が今のままでよいと回答されておまして、運行コース以外はほぼ現行の運行体制を望む意見が大勢を占めている結果となっております。また、85%の方が今後も利用したいと回答され、多くの感謝の声もいただいているところでございます。それらの意見や、試行期間中の1日240人の乗車人数の実績を踏まえますと、このまま次年度以降も試行運行を継続する状況にもないことから、福生市福祉バスの本格実施を行おうと考えております。なお、本格実施の時期についてでございますが、運行コースの見直しに伴う周知や車両の準備期間などから、年度の区切りである平成22年4月1日とし、新車両への切りかえにつきましても、平成22年4月からいたしたいと存じます。

次に、この間の利用者要望でございます。平成20年5月の運行開始日より、各種要望の中でもバス停の路面表示、時刻表の改善、利用登録場所の拡大、福生病院仮設ロータリーへの乗り入れ、子ども応援館前バス停設置など、改善できるものは積極的に改善を行い、利用者サービスの向上に努めてまいりました。しかし、今回の利用者等へのアンケート調査による利用者要望は、車両への要望や運行経路などが主なものでございまして、車両関係では、乗り降りが比較的容易なノンステップバスの導入、車内音声ガイド、車内電光表示、車体外案内表示などでございます。これら車両関係

の要望につきましては、新車両への移行時にはほぼ解消できる予定でございます。また、車両関係以外では、駅周辺へのバス停設置や停留所の増加などですので、平成22年4月の本格実施に向けて改善を行っていく予定でございます。

次に、2点目の生活実態調査についてでございます。具体的には、買い物など日常生活において、困っている高齢者の把握ということでございますが、最近では、昨年5月1日を基準日として、福生市高齢者障害者生活実態調査を行っております。65歳以上の一般高齢者1304人の方から回答をいただいております。ちなみに、日常生活の買い物の設問では、自分でいける、同伴者で行く、自分ではいけない、との内容でお聞きしておりまして、自分で行けると回答された方が90.7%を占める結果となっております。このことから見ますと、総体的にはほとんどの方が自立した生活を送られているものと思います。今後、高齢者の増加により買い物を初めとした日常生活の困難な状況も増加していくことも予想されます。

この福生市高齢者障害者生活実態調査は、次回、平成23年に実施される予定でございますので、日常生活面をさらに充実した調査内容にするなど、工夫することも必要かと存じます。また、もう少し実態面を見た高齢者調査では、平成17年度に在宅介護支援センターで実施いたしました訪問による面談方式の高齢者の生活実態調査などもございますので、どのような実施方法がよいのか、考えさせていただきたいと存じます。次の教育行政につきましては教育委員会からお答えいたします。

以上で、羽場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 羽場議員の御質問にお答えをいたします。

まず、教育行政にかかわる質問の1点目といたしまして、高等学校の進学対策と成績向上対策についてでございます。

平成21年度におけます各中学校の入試の結果につきましては、3月31日時点で高等学校への進学が決定しております生徒は、全体の89.6%でございました。東京都全体の高等学校進学者数は97.3%でありましたので、割合としては下回っております。これは本市の場合、生徒本人や御家庭のお考えから専修学校に進んだり、就職をしたりする生徒の割合が合わせて5.6%となっていることによるものと考えられます。各中学校におきましては、保護者本人との面談により、適正な進路指導を実施しているものととらえております。

次に、成績向上策の御質問につきまして市教育委員会の学校教育に対する、基本的な考え方につきまして申し述べます。以下のとおりであります。

すなわち、教育課題を焦点化した課題に対しまして、重点的な施策を打つという考え方によりまして、課題の改善解決に向け、日常的に学校と行政とが児童・生徒の課題認識を共有する中で、実態と施策の不整合や、実践におけます感覚のずれがないように努めているものでございます。

学校教育におけます課題につきましては多様であり、それは、一つ一つ取り上げ施策化をしてまいりますことは、間口が広くなり過ぎ、児童・生徒にもたらした結果や、

その道筋が見えにくくなり、逆に焦点化をすることで具体的な施策が他の課題に対しての影響やつながりをもたらすとか、そしてその結果は、徐々にではあっても焦点化した課題の一つ一つの改善の成果となり、それが他の課題に対しても、好影響を与えるという広がりを見せると考えることによるものでございます。私ども教育委員会が焦点化をいたしました課題は、これまでに申し上げているところでございますが、一つには不登校の問題であります。二つには、生活習慣や問題行動と連関をいたします健全育成の問題、そして三つには、議員御指摘の基礎学力の定着問題、この3点を福生市固有の課題として、日々認識をし、施策を打ってまいったところでございます。一つ一つが御質問の学力向上策と連関をいたしてまいりますので、3点の課題を追って施策の整理をさせていただきますと、以下のとおりになるかというふうに考えております。

まず、不登校の対策でございますが、小学校の学習指導補助員の配置でございます。これは、学習面のつまずきから不登校になることを予防しようというものであり、また、昨年度から国や都の調査制度を活用する方向で取り組んでおりますスクールソーシャルワーカー、小学校へのスクールカウンセラーの配置や、日本語習得の支援の必要な児童・生徒には日本語指導補助員の配置、そして、本年度からは登校支援スタッフ、学習生活支援員の配置、さらには、個別指導による学習支援の拡充を図ろうと通級学級を六小、五小、二中と続けて開設し、来年度には第三小学校で開設を進めているところでございます。同時に、初期にはプレハブでの開設で始めました適応指導教室は、今年度からは教育センター内機能の1つとして、本格的に活動をいたしたことも御案内のとおりでございます。

2点目の健全育成問題といたしましては、市独自の財源と都の退職教員を活用いたしました教育相談員の配置と中学校の適応補助員の配置、そして、教師を目指しております大学生にアドバイザースタッフとして協力を得るなど、さらには、先ほど触れましたスクールソーシャルワーカーや登校支援スタッフなど、児童・生徒や保護者を孤立させることなく、つながりを持った支援の継続を図り、学校を中心として、各関係機関の連携の強化に努めているところであります。

3点目の学力問題につきましては、まずは、教員の授業力向上としての福生市公立学校教育研究会の開設、教育センター教職員研究・研修所の開設、また、今年度からは学力向上委員会やスクールリーダー研修会の開設、そして、中学校区ごとに小中学校の連携を推進するための小中連携検討会議の設置、さらには中学校1年生のスプリングスクール、小学校サマーチャレンジ教室の実施、理科支援員の配置などを順次展開をいたしてまいりました。国や都の学力調査の結果が出るたびに、学校はそのデータの詳細な分析と授業や学校での取り組みを改善させる授業改善プランの再検討をいたしておりますが、特に本年度は、この8月に私と参事によります校長面接を行いまして、これら学力調査の結果を受けた学力向上策に絞りまして、2学期以降の学校の取り組みにつきまして、その計画をただしたところでございます。

ところで、この夏もある学校では、夏休み中におよそ30人近くの補習教室を実施

した学校もございました。校長のリーダーシップにより、熱の入った取り組みが行われるようになりましたことは、大変うれしいことだというふうに感じております。これら固有の課題に対します施策の特徴的なことは、人的支援に力を入れてきたということにございます。教科の持つ特性にもよりますが、特別な支援を必要とする児童・生徒には不得手とするところを察し、状況に応じた支援をすることが必要であり、そのための集中的な支援が重要であろうかというふうに考えます。

特徴の2つ目は、それぞれの施策が固有課題の対応として計画をしているわけですが、それらは決して単独のもので相互の関連性が全くないというのではなく、それぞれの課題に対して取り組む1つの施策が、相互に有効であり、影響があるということにございます。例えば、授業指導補助員の配置は、授業の理解に苦しむ子どもにとりましては、つまずきによる学校嫌いや登校渋りの原因を取り除けることであり、学級全体では、担任教員の指導に児童・生徒が集中し、落ちつきを増し、一人一人に授業の理解が深まり、学力の定着に向かうことに相なります。もちろんこの場合、指導者たる教員の恒常的な資質の向上は欠かせないものであり、そのための機会や時間的な余裕を確保するための人的な支援が力となっているものと考えます。なお、目下私どもはこれら人的支援を、学校サポートチームとしてシステム化をいたすべく、動き出しているところでございます。

これら取り組みの成果でいうことではございますが、年度ごとに各事業の総括をする意味で、昨年度から実施をしております、学校教育実践発表会におきまして、各学校と教育委員会とでその取り組みを発表し、広く市民に信頼をされ、期待される学校づくりを目指しております。また、肝心の児童・生徒の変容や成長につきましては、私どもの訪問の際に感じられることでありますが、各学校関係者、市民からは、授業に取り組む様子が改善されてきた等の声として、多く聞かれるようになってまいりました。また、国や都の調査でも以前より向上しているデータが見られてまいっております。先ほど議員御指摘をいただきましたように、自己実現を図り、目標とする学校に進学をするといったような状況も明らかに見えてきております。これらの点で、全体としては本市の児童・生徒の学力向上について一定の成果は上げられつつあるものと捉えてはおりますが、もちろん手放しで喜べる状況にはなく、一方で、いまだ授業への取り組みの改善が必要な学級もあり、種々の学力向上対策を進めていく中で、一つ一つの対策の効果を精査していくことが必要であろうというふうに考えております。その上で、より効果的な対策に向けて見直しをしていくことにより、一層の効果が上がるようにいたしてまいりたいと考えております。

次に、御質問2点目の青年の相談窓口の創設についてでございます。

現在本市では、青年に特化をいたしました相談窓口の設置はできておりません。したがって、教育相談室での受け付けの対象として高校生程度までといたしておりますことから、教育相談室が相談窓口となっていくものでございます。

現在、教育相談室に継続的に相談をしております高校生以上の方やその保護者の方もおられますので、新たな窓口の創設につきましては引き続き、現行の方向で私ども

としては対応してまいりたいと考えております。また、各中学校などには卒業生が教員やスクールカウンセラー等を訪ね、さまざまな相談をするケースもあると聞いておりまして、卒業生にありましては学校も相談窓口の一つであろうかというふうに存するものでございます。

3点目の御質問、インフルエンザ対策についてでございますが、2学期の始まりを迎えまして、本日、たった今の時点では学級等の閉鎖という事態は出現をいたしておりません。もちろん、予断は許せないわけでありまして、感染の拡大が起きないように、各学校におきまして、発生時の対応等さまざまな準備をいたしております。

先日、新学期の開始前の8月26日に校長会を持ちまして、現状への対応と感染拡大の防止に向けまして対応策を伝達し、児童・生徒に混乱や不安のないよう万全の体制にて当たられるよう指導をいたしたところでございます。各学校におきましては、毎日朝の時間帯に担任から健康調査を実施し、同時に欠席の児童・生徒の健康状況とあわせまして、指導室に報告をすることといたしておりまして、指導室は保健所と相談の上、慎重かつ迅速にその対応を指示いたしたいというふうに考えております。

これまでインフルエンザ様の症状があった者につきましては、直ちに医療機関に受診をすること、インフルエンザA型陽性の者が出たときは、直ちに指導室に連絡をし、指示を受けること、そして、うがい・手洗い等を励行し感染防止に努めること、この3点についての徹底を繰り返し指導いたしております。さらに、全校に消毒液を配布いたしまして、外部からの来校者については、手・指の消毒を実施するよう求めており、これらについては2学期開始後も継続をいたしております。

市内の学校で感染者が発生した場合につきましては、集団感染の防止が最重要と相なります。状況に応じて学級閉鎖、学年閉鎖等の措置をとる必要も出てまいります。さらには、学校行事の内容の縮小、延期、中止等のケースも考えられるかというふうに存じます。各学校にはどのような状況にも対応できるよう、日ごろから家庭との連絡体制を十分に図り、また、学習用課題を準備するとともに教育課程への影響についても想定をしておくよう、指示をいたしてまいりました。今後も新型インフルエンザにつきましては、情報の収集に相努め、状況に応じて各学校に適格かつ迅速な指示をいたしまして、感染の拡大を防ぐ、このような考えでございます。

以上、羽場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○16番（羽場茂君） 御丁寧な御答弁、大変にありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいのですけれども、ちょっと時間が無いものですから、すいません。

1点目、ゲリラ豪雨につきましてハザードマップについてはわかったんですけれども、今回あのゲリラ豪雨の問題点は、例えば避難勧告が雨で聞こえないとかですね、市が把握する前にもものすごい状況になっているというようなことがありまして、ちょっと普通の台風被害と違って、情報が集まってそれで何とかするという状況ではないという特徴がありますので、そういったゲリラ豪雨に対して、ちょっとどのような考えを持たれているか、対応についてちょっと1点お聞きしたいと思います。

それから、2項目目の福祉バスにつきましては、本当にありがたいと、命綱だという声がいっぱい聞こえておりまして、これの本格実施をしていただくということで本当にありがたいことでもあります。また、利用者の声もかなり、実現しそうなので期待しておりますけれども、使えていない人の意見というのもこれ重要でありまして、中にはいわゆる、高齢者でもないんですけれども、足の骨折で使いたいのだけけれども、高齢者ではないので使わせてくれなかったというようなことがあったりして、そういうこともありますし、現在は使っていないのだけけれども、いわゆるバスの路線によっては使いたいというような、見えない意向もあるかと思うんです。現実には、例えば福生団地などでは立川バスの路線の変わりがありまして、今まで昭島市の方に行っていた方が行けなくなったと。そうすると、それに対してどういう手があるかという、なかなかこれが難しいってというようなこともあります。また、それだけでなく、買い物に行くといっても例えば、銀座通り商店街、長いので途中でベンチが欲しいというような、細かい要望ですけれども、そういうものもあったりして、そのバスの状況と含めて、いろんなその高齢者の困難性というのも、やっぱり実態を洗い出して、バスもですけれども、それ以外のことも調査していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、3項目目の教育行政につきましては、非常にさまざまな政策をしていただいて、それで実際に私も教育の現場で、すごいいろいろな成果が出るのではないかなというふうに思っております。これについては、抽象的な御答弁があったんですけれども、やっぱり具体的にどんなことが成果として上がったかについて、何点かお聞かせいただければと思います。

また、青年の窓口についてはお答えがあったのだけれども、今後もこの実現については、いろいろなさまざまな面で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

インフルエンザの対策については、ピークがあって我慢すれば終わるというような状況じゃないという、毒性についても問題が発生する可能性があるのも、いわゆる学校でなくて、家でも学校のかわりができるようなことも、最悪考えなくてはいけなのではないかと思っております。そこについてもちょっと1点お願いしたいと思っております。以上2点、よろしくお願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、ゲリラ豪雨時の対応でございますが、このゲリラ豪雨時に際しましては、市といたしましても可能な限り迅速で的確な情報等の発信の徹底を図ってまいります。何分にも短時間のうちに急激な状況変化等々なりますことから、市民の皆様におかれましても、ふだんからの準備といたしまして、降雨量によつての平常時と非常時の違いを周囲の状況等もとに想定をしておき、早期自主避難の判断目安としていただければと考えております。また、いざというときの場合のために、事前の避難経路の確認が重要でございます。それに加えまして、この避難経路の途上にある、マンホールや側溝等の危険箇所などを事前に確認をしておき、落下等の事故防止を図ることも重要でございまして、これらの位置を市で配布している

洪水ハザードマップ等に事前に記入し、自前のマップを作成しておくことも有効な方法であると、そのように考えております。

さらに、ふだんからの対応といたしましては、ごく当たり前のことではございますが、排水溝等の清掃や周囲の片づけなどを定期的実施する必要がございます。また、強風で飛ばされる可能性のあるバルコニーのプランターや物干し台なども、しっかりと固定をしておく必要がございます。これらの、ふだんからの心構えを含めた対応の重要性等を踏まえまして、市民の皆様へは広報等により周知徹底を図ってまいります。また、豪雨の際には市といたしましても、状況に応じて防災行政無線やパトロールカーによる呼びかけや、災害情報等、速やかに発信をしてまいります。先ほど申し上げさせていただきましたことを含めまして、慌てないで冷静な行動が重要であると、そのように考えております。

○参事（川越孝洋君） それでは、私の方から児童・生徒の学力向上につきまして、具体的な何か実践事例があるかということでございますが、教職員の実践でございますが、これまでとひと味違う実践をしている教員がおりまして、実は、指導室の方にも保護者の方が実際にお見えになられまして、私どもに報告をいただき、その旨学校にも確認をいたしまして、そんなところでかなり成果が上がっているのではないかという取り組みを1つ御紹介申し上げたいというふうに思っております。

これは、市内の小学校の教員の例でございますが、朝の時間帯には、朝学習であったり朝読書であったりというような活動を学校としては行っているところでございますが、この教員がやったことは、児童がその時、といいますと朝登校して間もない授業前の時間ではありますが、この時間帯に、子どもたちのその心のありようを正直に記述するということを継続的に取り組んだ事例がございます。これはまるで日記のように、児童・生徒が、それぞれのその時点での心のありよう、例えば、お家できょう、お母さんとけんかして出てきたとかですね、ちょっといらいらしているだとか、あるいはきょうちょっと急いでいたから朝御飯食べられなかったとか、さまざまなことを、子どもが正直に記述しているということでございます。これに対しまして、担任教諭は必ずこれを毎日提出させまして、必ず担任のコメントを書いて子どもに返している。その際に誤字や脱字、あるいは文章の構成等といった、いわゆる国語科の基本であるような指導や助言も加えておりまして、毎日こういったことを継続的にやってきたと。その保護者がおっしゃるには、先生、こういったことで子どもたちが確実に落ち着きましたと。そして、そのことが自分としてはやはり、授業力といいますか、教員の授業力もまさにそういったところで向上できるわけなんです。子どもたちが確実に落ち着きをし、成績にもつながっているということですね。御報告をいただいた保護者がいらっしやいまして、大変ありがたいことというふうに思っております。教師が児童・生徒に向かいまして、静かにしなさいということを連呼するよりも、生徒自身がみずからの感情をコントロールできる力、あるいはカウンセリングの視点に立った、穏やかに自分に向き合う時間の確保といったものが、規範意識を育てる意味では不可欠ではないかというふうに考えております。こういったことが学力の向上につ

ながっているということは、言うまでもないことでございます。

すいません、時間がないのでございますが、ちょっと中学校の方でもですね、大変すばらしい実践をしている教師がおりまして、ちょっと一言御紹介ができたらと思っております。

これは、野球部の子どもたちでございますが、朝早くから毎日朝練習をやっている学校でございます。当然野球部ですから、声を出してですね、朝から練習するわけでございますが、これに対しまして地域の方から大変うるさいと、朝から大変なんとかならないのかといったような苦情がございました。これにつきましては学校の方で、校長が行って謝るとかいったようなことがいろいろ考えられるのですが、その教員がやったことは、子どもたちに、自分たちのこの野球にかける思いを書きなさいということで、手紙を書いて、君達が持って行って説得したら、というようなことを提案されたということでございまして、子どもたちはもう必死に野球をやりたいということですね、自分たちの思いをこう書きつづったものを持って、地域の方々のところを回られたと。そうしましたら逆に地域の方々からはですね、どんどんやりなさいと、自分たちは支援するよと、こういう子どもたちの思いにこたえてですね、地域の方々がむしろその応援者になっていただいたと。こういった取り組みはですね、私はあのやはり、児童・生徒のいわゆる意欲の喚起だとか、なにかに集中する力、こういったものや、それにこたえ頑張っていれば必ず応援してくれている人がいるというですね、そういうつながりをつくっていくのではないかとということで、そういったことをやはり私はやはり授業だけではなくて、そのようなところでですね、学力の向上につながる要素になっているのではないかというふうに考えております。

それからこの夏休みも、先ほど教育長答弁にもございましたが、ほとんどの学校でやはり補習授業をしております。授業時数だとか内容についてはそれぞれでございますが、それぞれにおいて、そういったこう補充的な学習の時間をきちんととって、子どもたちに向き合っていこうとする市内教員の地道な取り組みというのも出てきたことが子どもたちの心の安定や豊かな心の育成につながっているものというふうに考えておりまして、こういった事が確かな学力の修得の基礎になるということは間違いないことではないかというふうに考えております。

それから、2点目の学級閉鎖につきましてですが、これは基本的に、先ほど教育長答弁でございますように児童・生徒の健康を第一義に、最大限に配慮をして決断をしなければならないというふうに考えております。同じクラスの閉鎖を繰り返さなければならないということも考えられるわけでございますが、これは事態の推移を慎重に見きわめなければなりません、その際、もちろんそのことによる御指摘の教育課程への影響は否めないところでございます。行事の内容を縮小するとか延期をするとか授業やですね、授業の単元計画に要する時間の変更や、あるいは児童・生徒には自宅での学習を進める中で、予定されている授業をカバーできるような授業スタイルを変更する必要が出てくるかなと。これはもっとわかりやすく言いますと家庭での学習を授業に変えるような、そういうふうな取り組みをしていかなければいけないと考えて

おります。いずれにいたしましても、年間の指導計画については、児童、生徒、保護者に不安や混乱を与えないように、特に進学の影響に出ないようにしなければならぬと考えておりました、今後もこういったところでは常に情報の収集に努め、学校と的確に連絡調整を行いながら、感染の防止等に対応していければというふうに考えております。以上でございます。

○16番（羽場茂君） 大変にありがとうございました。

ちょっと時間がないので、申しわけなかったんですけども、今の川越参事の話聞きまして、本当にもっと聞きたいんですけども、時間があれですので、そういった教育実践でよいところを、報告会があるようですけども、まとめて皆さんが本当に見られるような、こういう議会でもわかるようなふうにしていったらどうかなというふうに思います。

私は一昨年でしたか、特別支援学級の中学三年生の10人が全員、高校受験を勝ち取ったっていうのをこの場で、涙をしながら聞きましたけれども、本当にあの福生市の教育委員会は勝ったなというふうに思いましたけれども、そういったよい例を出していくと悪い例がつぶれていくというか、やってられないというふうに思います。よい例をどんどん出していただいて、さらに、福生市の教育をよくしていただきたいと思います。時間ですので以上で終わります。大変ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番堀雄一朗君。

（6番 堀雄一朗君質問席着席）

○6番（堀雄一朗君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして1、公園整備について、2、道路整備について、3、保育所待機児童の解消について、4、自転車駐輪場を活用したレンタサイクル事業について、5、公共料金支払いの利便性向上について、以上5項目につきまして、初めに一括して質問させていただき、再質問は1点ずつ質問する混合方式で、一般質問をさせていただきます。

まず1項目目、公園整備についての1点目、点検と整備の状況について伺います。

福生市の充実した公園環境は、今後も活用が期待される市民の貴重な財産です。市内には74カ所もの公園が整備されています。本年1月、福生市議会公明党では、市内の公園総点検を実施しました。会派4人の議員で、利用状況や整備の様子を確認しました。自然を生かした特色のあるさまざまな公園が多数配置されており、改めて福生市の持つ公園の豊かさを実感しました。また、特に利用が少なく雑草が生い茂っている砂場がある公園などの様子や、壊れた遊具の改修要望などもその際は、市へ伝えさせていただきました。4月1日の広報ふっさ、また、8月15日の広報ふっさに緊

急雇用対策臨時職員として、公園点検等嘱託員、公園点検等作業臨時職員の募集も出ましたが、点検と整備の状況、様子を伺います。

2点目、公園整備のあり方について伺います。

私は平成19年の6月議会で、「市内でも、場所によっては利用者が少なく落書きが非常に多くなってしまった公園や、いたずらでトイレがたびたび壊されている公園もあるなど、周囲の治安にマイナスになりかねない公園というものも見られます。公園ボランティアの方や近隣の方の意見も取り入れつつ、一つ一つの公園の使い分けや日常の清掃管理の方法も含め、再度整備していく必要があると思われませんが、今後、どのように整備を進めていかれるのか」と質問させていただきました。その時、「既存の公園を計画的に改修するため、今後10年間の公園整備計画を策定することを考えておりまして、19年度に庁内プロジェクトを立ち上げ、ソフト面を含めた計画をつくります」と、策定していくとの答弁をいただいております。このプロジェクトチームは実際につくられ、本年は市民ニーズを把握するアンケート調査を実施されたようです。公園整備計画策定の進捗状況を伺います。

続きまして2項目目、道路整備についての1点目、狭い道路の整備について伺います。

市内の一部地域にあっては、消防自動車などが進入できない狭い道路が多く目に付きます。狭隘な道路部分がボトルネックとなっている場所もあります。これら狭い道路について、どのように整備を進めていくのか市の所見を伺います。

2点目、集中豪雨時の排水対策について伺います。

近年はゲリラ豪雨も多く発生しており、雨水対策が新たな課題ともなってきました。福生市では下水道の整備も済み、雨水管の敷設も進んでおりますが、ゲリラ豪雨ほどの雨量にまで至らなくとも、冠水する場所は見られます。具体的に一例を挙げますと、熊川の791番地付近が挙げられます。この場所で起こる広い範囲の冠水は、降雨後時間がたてば引くのですが、近隣の方は降雨時と雨が上がっての数時間、歩行すると足首ぐらいまで水につかってしまう状況になります。この冠水を防ぐ方法と対策を伺います。

3点目、インターロッキング舗装の段差解消について伺います。インターロッキング舗装の段差解消についてですが、インターロッキング舗装の銀座通りは明るくきれいな通りですが、ところどころでこぼこになっています。傷みがひどい場所は補修をしているようですが、近ごろは全体的にでこぼこが目立ってきました。今後もバリアフリーの観点から見ると、こまめな補修を続けなくてはならないと思われる。今後銀座通りの整備はどのように進めていくのか、所見を伺います。

続きまして3項目目、保育所待機児童の解消について伺います。

保育所の待機児童問題に福生市は積極的な取り組みをしてきました。しかしながら、現在も3歳未満の待機児が年度途中で多く見られるようです。このことは、育児休業取得後の復職に支障を来しています。最近では、特に1歳児が待機になる例が多くあるようです。女性が正社員として職場の第一線で活躍し、その仕事のスキルを生かした

出産後の復職を待望される、そのようなケースも多く見られる中、この育児休業取得後、子どもを保育所にスムーズに預けることができ、順調に復職できれば、正社員として築き上げてきた待遇も守られ、また、維持されたまま、働くことができます。

内閣府経済社会総合研究所が2005年4月に発表した「研究会報告書（フランスとドイツの家庭生活調査―フランスの出生率はなぜ高いのか―）」では、女性の社会進出が、晩婚化、出生数の減少につながるという意見は間違いであること、女性の社会進出を助けた方が出生率の向上に役立つことが報告されました。その後、フランスでは出生率2以上に回復しました。日本でも、職場の待遇に関係する法整備がその後進められましたが、保育園に入園できないことがネックとなって、復職の機会を失って、また一から就職をする例が多く見られます。待機児童の解消は、子育て支援の重要な柱でもあります。保育所待機児童の現状と市の取り組みを伺います。

続きまして4項目目、自転車駐輪場を活用したレンタサイクル事業について伺います。

市内を訪れる人々の利便性と回遊性を向上させるため、あるいは放置自転車対策を目的として市区町村などによるレンタサイクル事業が行われています。世田谷区や台東区では、環境保護や都市部の渋滞・騒音・大気汚染の緩和を促進するために、コミュニティ自転車事業を実施しています。世田谷区は本格的な交通の施策としてレンタサイクルを事業化しており、「がやリン」というそうです。登録時にICカードの発行を受け、こちらが、持ってきたのですけれども、そのICカードです。これを、最初に登録するときに発行を受けます。500円のデポジットになっておりまして、お返しすると返ってくるというカードでした。このICカードの発行を受けた際、500円を払います。利用料は1カ月2000円、駐輪場代と変わらない利用料です。1日なら200円ということです。延長料金は自転車の返却時に払います。桜上水、経堂、桜新町の駐輪場で借りることができ、自宅に乗って帰ることも自由です。初めに登録をすれば、あとは24時間いつでも出し入れができます。全部で850台が整備され、各駐輪場にプールされていました。

一方、台東区では福生駅東口地下駐輪場のように、地下に駐輪場を整備してありますが、リサイクル自転車をと思われませんが、こちらはリサイクル自転車のようなものをですね、1日200円、3日300円の料金設定で貸し出ししています。これは、新品の自転車ではなく、リサイクルのようです。区内5カ所の駐輪場であれば、他の駐輪場に返しますと、あらかじめ申し出れば指定管理者のシルバー人材センターのスタッフが朝5時から夜8時半の間なら、貸し出しと返却ができます。この自転車を使うと、秋葉原、アメ横、浅草雷門あたりを回る観光やビジネスにも気軽に使えるというようなものでした。

福生市はコンパクトなまちであり、通勤・通学・買い物・観光など必要なときに利用できるレンタサイクル事業には、適したまちだと考えられます。屋根つきのよく整備された駐輪場が5カ所あり、スペースに余裕も見られるようです。拝島駅で自転車を、例えば借りて、16号沿いの商店街を回ったり、あるいは市の川沿いを回ってめ

ぐったり、その後福生駅に返却できるようにするなどすれば、観光に活用することもできるのではないのでしょうか。あるいは市民の通勤・通学用に貸し出すコミュニティ自転車としての提供も、検討ができるとも思います。レンタサイクル事業の有効性について検討してみる価値があると考えますので、市の所見を伺います。

続きまして5項目目、公共料金支払いの利便性向上について伺います。

平成20年12月議会で、「市民の利便性を高めるため、公共料金を扱う関係職員による公共料金の新たな収納方法に関する検討会を設置した」と答弁をいただきましたが、新たな収納方法の検討・進捗状況を伺います。

以上5項目、8点について1回目の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 堀議員の御質問にお答えいたします。

公園整備についての1点目、点検と整備の状況についてでございます。

市内には現在、都市公園51カ所、児童遊園15カ所、その他の遊び場8カ所の合計74カ所でございますが、これらの公園等については、良好な状態に保つよう市民公園ボランティアの皆様方の御協力もいただきながら、維持管理に努めております。

公園の多くが開設後20年以上経過しており、遊具につきましては、経年劣化等により傷んだり壊れるものもございます。また、樹木の高木化に伴い、枯れた枝の落下などの問題も発生しております。そこで遊具につきましては、適正な管理と利用者の安全確保のために、平成14年3月に国土交通省が定めた「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、市内公園に設置されている全遊具の定期点検を専門機関に委託し、平成19年度から毎年実施しております。また、調査をいただきました公園調査報告書も活用し、修繕をしないと危険な遊具の修繕を職員及び業者委託により行っておりますが、修繕が不可能な場合には、撤去することもございます。また、危険な樹木につきましては、その都度剪定等を行い、利用者の安全を図っております。

なお、今年度は、東京都緊急雇用創出区市町村補助金を活用いたしまして、公園点検等の作業員などを募集し、5月から7月までの3カ月間公園等の点検や除草などを行っております。苦情等にも迅速に対応でき、大きな成果が上がったと思っております。この事業につきましては、10月から12月にも実施をする予定でございます。

次に2点目の、公園整備のあり方についてでございますが、平成19年度に市職員で構成いたしました「公園整備に関するプロジェクトチーム」により、アンケート調査を行ったところでございます。その目的でございますが、21世紀を迎え公園の価値感も多様化し、新たな公園づくりへの取り組みが必要であること、一部の老朽化機能の更新が必要なことなどから、プロジェクトチームが挙げた課題に対する解決策の参考資料とするため、14項目の内容でアンケート調査を実施いたしました。その実施状況といたしましては、市民2000名の方にお問い合わせしたところ、回収率34.3%で、686名の方に御回答をいただきました。その調査の結果といたしましては、特

に今後の公園づくりの方向性で、高齢者の健康を増進する公園、学習や教育の場としての公園、自然とのつながりのある公園などの御意見がございましたので、今後の公園整備等に反映できればと考えております。

次に、道路整備についての1点目、狭い道路の整備についてでございますが、一般に生活道路として利用している幅員4メートル未満の狭い道路は、狹隘道路とも言われ、建築基準法第42条第2項で道路として東京都が指定しております。建築基準法は、公共の福祉の増進を図ることを目的としている法律で、建築物の敷地や構造等に関する最低基準を定めております。この中で、第42条第1項では「道路とは幅員4メートル以上のものをいう。」また、同条第2項で「建築基準法が適用された時点で、建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道路で、特定行政庁（東京都）の指定したものは、道路とみなす」とされております。この道路を通称「2項道路」と呼び、この道路に面した敷地に建築物を建築する場合、建築主は現在の道路の中心より2メートルまで後退し、その後退部分を4メートル道路とみなし、建築確認申請が確認されます。この時点で市の狹隘道路拡幅整備要綱の申請により、地権者の方の御協力を得られた段階で、用地買収や無償使用承諾あるいは寄附により、道路用地として逐次確保し、整備をしているところでございます。今後も地権者の方の御協力をいただき、道路用地を確保し、道路施設を整備することにより、救急医療活動、消防災害時の緊急避難あるいは老人介護宅配サービス等の通行に支障のない、「安全で住みよいまちづくり」を実現するために、粘り強く狹隘道路の整備を実施していきたいと考えております。

次に、2点目の集中豪雨時の排水対策について、熊川791番地付近の道路の冠水解消についてでございます。

この道路は市道194・196号線で、道路幅員2.4メートルの狹隘道路で、雨水本管や道路側溝が設置されておきませんので、暫定的な措置として吸い込み槽を設置して雨水の処理を行っております。このため、ある一定量の雨が降ったり、吸い込みの機能が低下したりいたしますと、一時的に冠水してしまうため、定期的に吸い込み槽等の清掃を行い対応しております。この抜本的な解消につきましては、狹隘道路の拡幅整備を行うことが必要と考えております。これには用地買収等、沿道地権者の皆様の御協力が必要になりますので、関係者の皆様と整備の可能性について調整を行いたいと考えております。

次に3点目の、インターロッキング舗装の段差解消についての、銀座通りの整備についてでございます。

銀座通りは商業振興のために、商店街のイメージアップや活性化を図ることを目的といたしまして、銀座商栄会、銀座中央商栄会、東銀座商栄会の約1000メートルの区間について、平成10年度から平成15年度にかけてインターロッキングでの舗装を実施いたしました。車道へのインターロッキング舗装は市内では銀座通りのみでございますが、交通量や施工性等の問題から、特に銀座商栄会の区間は車道部分が傷んでおりまして、近年は毎年部分的な補修等を行い対応している状況でございます。

この区間につきましては施工後10年が経過しておりますので、商栄会の皆様に相談をさせていただきながら、今後の整備の方向を出してまいりたいと考えております。

次に、保育所待機児童の解消についてでございますが、初めに待機児の現状で申し上げますと、平成21年8月1日現在での待機児童数は15人となっております、年齢別の内訳で見ますと、ゼロ歳児が7人、1歳児で8人となっております。平成21年度当初での待機児童数は2人でしたので、13人の増となっている状況でございます。

次に待機児解消策でございますが、すでに取り組んでいる主な解消策といたしましては、国の最低基準を満たすことを条件に一定割合まで定員を超えて受け入れを可能とする、定員の弾力的な運用による保育所での受け入れ児童数の拡大や、市内の認証保育所の整備、促進を支援することによる定員の増、そして、市独自の事業として、認可外保育施設を利用した方への保育料の差額を補助する認可外保育所利用者助成事業の実施がでございます。このような取り組みにより、ここ数年の年度当初の待機児童数はゼロ、または、極めて少ない状況となっております。さらに平成21年度中には、認証保育所1カ所が認定こども園に移行する予定であり、開設準備費等の補助を実施してまいります。また、市内の幼稚園に対しましても、保育児童を受け入れることができる認定こども園制度の設置促進を支援してまいろうと考えております。年度途中にいつでも入所できる体制の整備を進めることが、待機児童の解消に繋がっていくわけでございますが、特にゼロ歳児や1歳児の乳幼児を受け入れるには、国の基準による、1人当たり必要となる面積や保育士の確保などの問題もございまして、年度途中での受け入れが難しい状況となっております。いずれにいたしましても、保育園への入園希望者数は、社会状況等の変化により増減することも見込まれ、その変化の時期や入園希望者数を推測することが難しいところもございますが、今後も待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、自転車駐車場を活用したレンタサイクル事業についてでございます。

レンタサイクル事業とは、観光・行楽・通勤・通学・商用などの目的のために自転車を貸し出す事業のことをいいます。駅や交通ターミナル等で自転車の貸し出しを行い、自宅から駅等までの利用する方法もあれば、駅等から勤務先や学校などまで利用する方法もございます。1台の自転車を複数の人が利用できることから、放置自転車対策にもなり、自転車の故障や盗難の心配もないことなどから、自転車の利用促進につながると考えられます。従来は、観光地における娯楽手段の一つとして自転車の貸し出しが行われてきました。しかし、近年では都市部における交通渋滞や放置自転車の都市問題への解決策の一つとして、小回りがきいて、環境にも優しい自転車を使用した通勤・通学や営業などに使われることを想定した都市型のレンタサイクルが広まってきております。営業形態としては、観光地においては観光関連業者、自治体、鉄道の駅、道の駅などが行っていることが多いようでございます。都市においては、自転車預かり場、自転車店、一部のレンタカー営業所などが多く、専門のレンタサイクル業者やNPO法人の参画も見られます。レンタサイクルのメリットでございますが、

まずはリサイクルとして、レンタサイクル自転車は、放置自転車などを修理・再生して利用しているためふえ続ける放置自転車の緩和につながり、壊れたものを修理し利用するため、ごみを減らすことにもつながってきます。次に、エコロジーとして、燃料使わない自転車に乗れば当然でございますがCO₂を排出いたしません。自転車は排気ガスを出さないため地球環境にも優しく、エコな乗り物でございます。また、車・電車・バイクなどのように交通渋滞ありません。交通渋滞緩和、排気ガスの削減に、レンタサイクルは効果的な乗り物と考えられます。また、自転車をこぐことにより健康促進にもつながり、観光などで自然の多い場所へ行けばきれいな風を体全体で感じることもでき、リフレッシュすることができます。東京都においては、都内では世田谷区、台東区など5区、多摩地区では、多摩市のみでレンタサイクル事業を実施している状況でございます。今後、福生市としてもこの事業を実施することにつきましては、現時点での課題として、他自治体の状況等の情報収集や管理上の問題点の確認、レンタサイクルの必要性など、また、特に経費の問題も重要でございますことから、こういった課題に対する調査・研究を強く進めてまいりたいと考えております。

次に、公共料金支払いの利便性向上について、庁内検討会の検討結果とその進捗状況でございます。

昨年11月に、関係職員による公共料金の新たな収納方法に関する検討会を設置いたしまして、通称ペイジー、マルチペイメントネットワークシステムによる電子収納やコンビニ収納、クレジットカードによる収納方法について収納率や市民の利便性、費用等についてその効果等を検討してまいりました。その結果、「コンビニ収納は既に多くの自治体の実施しており、収納率の向上の効果はごくわずかではあるが、納付場所や納付時間が飛躍的にふえ、移動や時間に係る市民負担が軽減され、利便性が格段に向上することから、市民サービスの向上に極めて有効である。また、マルチペイメントネットワークシステム収納や、クレジットカード収納についても同様の効果と地方税の電子申告、電子申請に向けた時代の要請である」との報告を受けております。

これに基づきまして、現在関係各課に実施計画を作成させており、今後、その内容を精査いたしまして、平成22年度から平成26年度までの実施計画書に盛り込むよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、堀議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（堀雄一郎君） それでは、1点ごとの再質問に移らせていただきます。

1項目目の公園整備についての1点目につきましては、点検整備の状況についても伺いました。緊急雇用創出区市町村補助金を活用した公園点検等嘱託員を募集し、除草や樹木の剪定等の市民の苦情への迅速な対応ができていたとのことでしたので、これから実施されます10月～12月の実施でも、活躍を期待したいと思います。この点はわかりました。

続きまして、2点目の公園整備のあり方についての再質問に入らせていただきます。

先ほど、高齢者の健康を増進する公園、学習や教育の場としての公園、自然とつながりのある公園など、公園整備計画のもとになりそうなものが少し触れられていま

した。最初にお聞きした質問で、74カ所の公園と申しましたが、ほかにも、市民から見ると公園あるいは公園のようなものっていうものがたくさんあります。例えばサッカー場や野球場、ゲートボール場、行政では教育委員会の管轄であったり、福祉部の管轄であったり、それぞれに管理をされています。ほかにも、都が管理する団地内に公園が幾つもあります。これから10年の公園整備計画では、防災や緑化、遊び場などの公園としての大きな考え方、配置というのが基本に置かれることを踏まえた上で、これらのスポーツ施設やゲートボール場、団地の中などにも複数の公園があることを念頭において、福生市全体でバランスのとれた、利用目的に応じた適正な配置というものを考えてもらいたいのですが、こういったことは総合的にお考えになられているのでしょうか、ということについて伺わせてください。これを質問させていただきます。

○都市建設部長（小峯勝君） 御答弁させていただきます。

この公園の配置につきましては、基本的には町会を周辺とする街区公園、その外に近隣公園、柳山公園とか中福生公園などがあるんですが、その外に地区公園、福生公園という。それとあと、総合公園ということで、南公園、中央公園という公園が、そんなような配置をしておるところですが、今後もそんなような配置をする中で、福生全域での、利用目的に応じた適正な配置ということでございますが、テニス、サッカー、野球などの競技は、ある程度以上の規模の公園の設置となりますので、そのためにある程度設置には制限があると思います。しかし、あの各地域内に配置されている街区公園では、バランスのとれた配置に心がけておりまして、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ペタンクと、現在高齢者の方を中心に使用されております。今後、広場の確保が実施可能な公園となりますが、偏りがないような配置計画を今後も検討していきたいと考えております。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） 今お話ししました事につきましては、配慮していただくということを、ぜひお願いしたいと思っております。

先ほどのアンケートのお話しの中では、686名の方から回答を得ているということで、これだけの数があるということは一つの有効な調査結果だと思いますけれども、しかし、実際の計画に当たっては、一つ一つの公園へ何度も通って、利用状況を見て、利用者に声をかけながら計画を策定してもらいたいと私は思います。なぜこんなことを申し上げますかといいますと、一例を挙げますと、福東公園グラウンドにゲートボール場が整備されておりますが、ゲートボールをする方は隣のグラウンドでプレイをしまして、全く使われておりません。このゲートボール場にはトイレまで整備されているのですが、このトイレはビジネスマンの昼の休憩に使われる程度ということで、またすぐ近くにもこちらにもまたトイレがあると、それぞれに管理をされているようです。しかし、利用が全くないという現実がそこに生じていたりということもあります。このような一見してほとんど利用がないのではという公園や施設も、ところどころ見当たるといことがございます。

これからの公園整備の中では、公園を利用する人の声を聞いて、場合によってはポ

ランティアをお願いしながら、一つ一つ市民から愛される公園に仕上げていってほしいという思いがあります。担当者の方が実際に現場を見て回り、利用者の様子を見ながら、直接コミュニケーションを取りながらも1つの情報源として、公園整備計画を立てていくべきじゃないかと考えていますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○都市建設部長（小峯勝君） 御答弁申し上げます。

市民利用者との現場でのコミュニケーションということだと思いますが、確かに公園は一つ一つ違い、その公園に適した公園づくりは必要と考えております。各公園で御意見を伺うことは、アンケート調査にはない現実が発見できますので、その内容をまとめた公園行政に反映するということは、あちこち時間がかかることではあります。非常によい提案だと思います。議員御指摘のとおり、日々の公園のあり方の中で、声かけ取材として公園利用者に声をかける中で、公園のあり方を知るということのも、特長ある公園づくりには必要と考えております。その結果、公園ボランティアの皆様が1人でも多く参加していただければと考えております。今後さらに広報などで、公園ボランティアの皆様の募集とともに、市民との現場でのコミュニケーションを交わすことで、地域にふさわしい公園づくりを目指していきたいと考えております。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） 現場を歩きながら計画を立てていくということをお聞きしまして安心しました。公園そのものは非常に充実しておりますので、これから丁寧にぜひ地域にぴったりとマッチした、計画をお聞きしただけでもわくわくするような、このような公園整備計画が出てくることを期待しておりますので、ぜひこのような現場を、一つ一つ歩きながらつくり上げていっていただきたいというふうに要望いたします。

続きまして、2点目、道路整備について質問を1点目させていただきます。

2項目目の1点目、狭い道路の整備について再質問させていただきます。地権者の御協力をいただき、道路用地を確保し道路施設を整備することにより、救急医療活動、消防、災害時の緊急避難あるいは老人介護宅配サービス等の通行に支障のない、安全で住みよいまちづくりということを実現するために、今後も粘り強く狭隘道路の整備を実施していきたいと考えられているというふうに答弁をいただきました。これまでも、狭隘道路の解消は進められてきたのだと思いますが、粘り強く、実際にどのぐらい狭隘道路の解消というのは進められてきているのか、なかなか、あそこもここもこうなったというほど見ることはありませんでしたので、教えていただけたらと思います。

○都市建設部長（小峯勝君） 御答弁申し上げます。

狭隘道路の整備状況ということでございますが、平成20年度の実績ということで答弁をさせていただきます。

狭隘道路整備事業は、土地の所有者の申請により実施いたしまして、市道路線では8路線、市道用地買収面積では合計で322.02平方メートルとなっております。

この狹隘道路につきましては、どうしても市民の皆様が家を建てますと、どうもその、家の方を主にしまして、道路が従になるという、そんな形になっていますので、こういふことで、狹隘道路整備要綱をつくりまして、拡幅をしていくという形をとっております。時間がかかる整備となりますが、今後も地道な事業でございますが、地権者の皆様の協力によりまして、道路拡幅をしていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） ちょっとイメージはなかなか今の御答弁の中では、わきにくかったのですけれども、地道な整備が続けられているということは、言葉でおっしゃったので、それはわかりました。この安全で住みよいまちづくりを進めるためにも、たゆみない努力というのを続けていただくことを期待します。私も回って見ている中で、気がついた場所があるのですが、福東会館に面している市道91号線などは、4メートル道路ぐらいには整備ができそうに見えるのですが、ここについての計画などはどうなっていますでしょうか。

○都市建設部長（小峯勝君） お答えします。

市道91号線の場所でございますが、この場所は福東会館の北側に位置しておりまして、延長が約100メートル、幅員が1.82メートルから2.82メートルでございます。建築基準法の道路の性格では、第42条2項道路、通称2項道路として東京都の指定を受けております。議員御承知のとおり、本年4月に福東会館の西側のアパートの建てかえの際に、土地所有者より沿道の、センターから2メートル後退した位置に土地利用計画がされました。このことで、現地を精査しましたところ、市道91号線の沿道の拡幅の部分の範囲には建築物等が大きな障害となることがないことから、比較的早く狹隘道路が整備可能ではないかと考えております。したがって、拡幅を具体化するためには土地所有者の協力が前提条件となりますが、密集住宅の狹隘道路問題の解消できる地区として、計画性をもって取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） では、こちらの市道91号線は、早期に早速計画性を持って取り組んでいかれるということで、その結果を期待しております。

それでは、次の道路整備についての2点目につきまして、集中豪雨時の排水対策についてへ移ります。

こちらにつきましては、先ほど熊川791番地付近の道路の冠水解消について、この道路は市道194・196号線で、道路幅員2.4メートルの狹隘道路と、雨水本管や道路側溝が設置されておりません、吸い込み槽等の清掃を行い対応していますということでした。この吸い込み槽の清掃ということについて、時々実施、実際されているようですし、かつて水がたまるということでもお願いしたこともあるのですが、実際にこの吸い込み槽の清掃が行われまして、そのまた直後に雨が降りましたところ、全くその前と状況が変わりませんでした。これは本当にがっかりしたのですけれども、このような状況ということがわかっておりますので、この道路冠水の抜本的解決に向けてと、その答弁の中でも後半お話がありましたけれども、この用地買収等、沿道の

地権者の皆様の協力を呼びかけていただいたり、関係者の皆様との整備の可能性について調整を行いたいということのお話がありましたので、ぜひその取り組みを、こちらを期待したいと思います。結果は、ことし中などというのはちょっと早急過ぎるかもしれませんが、遅くとも来年ぐらいにはめどが立つとか、大体方向性が見えるとか、そういうことがあるのではないかとということで、狹隘と道路冠水両方の問題が抜本的に解消されていくことを、私も通行します道路でもありますし、私に限らず大変多くの方がこの道は通っております。本当に多くの方がよく通る道路ですので、期待しております。これは要望とさせていただきます。

2 項目目の3点目、インターロッキング舗装の段差解消についての再質問をさせていただきます。

他市や他区のインターロッキング舗装を、私も注意して方々を見て歩きました。そうしますと、配管工事をしたところは、その後アスファルト舗装されて真っ黒い帯が横切っていたりとか、銀座通りよりもひどい状況というのは、もう幾らでも見ればあるということがわかりまして、これ大変でこぼこが多かったりとかですね、こうして見てみますと、インターロッキング舗装というのは本来、がたがたになるものだというものじゃないかなというふうに感じました。これを、本当に丁寧に、毎回直していくということはですね、本当に大変なことで、それをじゃあやっているのかなというのと、やってないところは比較的多いということも、見て感じたことです。どうもヨーロッパ石畳の街なんて言いますけれども、これはがたがたなのが当たり前で、車がスピードを落として走っているということもあるようです。したがって、銀座通りの車道部分をどうするのか、これは先ほど答弁で今後相談していくというお話がありましたけれども、車を通さないならば今のままでもいいのかもしれないのかもしれませんが、通すのならば、また少し違ったことも考えていく必要があるのではないかなと。あるいは何度でも手直ししてまたいくのかっていうことは、ちょっとどうなのかとも思いますので、答弁いただきましたとおり、相談し今後の検討をお願いしたいと思います。

インターロッキングの舗装に関連して1点お伺いさせていただきます。都道の歩道部分にもインターロッキングを使用しているところがあります。新奥多摩街道など、インターロッキング舗装の歩道はこれも、やはりがたがたになってきており、順次改修をしていただきたいと思います。都の管轄だと思いますので、今後、この改修の際は国道16号や、今工事を進めています田園通りのように、バリアフリーのインターロッキングに改修をしていただけるように要望してもらいたいのですが、この点はいかがでしょうか。

○都市建設部長（小峯勝君） 御答弁申し上げます。都道のインターロッキングの改修ということでございますが、部分的に悪いところは、その都度東京都西多摩建設事務所に依頼して改修していただいております。そのインターロッキングにつきましても、昨今日進月歩で、非常にバリアフリー対応のインターロッキングの商品として出てきていますので、その対応、路面性とかそういうところが非常にすぐれたものが出

ています。そういうことを、今後東京都西多摩事務所との行政連絡会もありますので、改修時にはその使用対応をお願いをしていきたいと思ひます。以上でございます。

○6番(堀雄一朗君) では、歩道に関しましては、インターロッキングを今後はバリアフリーに、ぜひしていただきたいと思ひますので、要望よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、3項目目の保育所待機児童の解消について再質問をさせていただきます。平成21年度の4月の待機児童は2名だったとのことですが、8月現在はゼロ歳児7人、1歳児8人とのこと。年度当初と年度末での待機児童の数を、過去3年ぐらい、どう推移したかということについて再質問させていただきます。

○子ども家庭部長(町田正春君) それでは、堀議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに過去3年間の待機児童数で年度当初と年度末の推移ということでございますけれども、平成18年度から平成20年度の状況で申し上げます。平成18年度の4月当初は10人、年度末で28人、それから平成19年度では4月当初はゼロ、年度末で22人、それから平成20年度の4月当初は1人、年度末で25人となっております。以上でございまして、年齢別ではいずれもゼロ歳児、1歳児が多い状況となっております。以上でございます。

○6番(堀雄一朗君) そうしますと、やはり年度当初は頑張って福生市もゼロあるいはそれに近い数字でスタートすることができるのですけれども、それが年度末になると、やはりどうしてもふえるということは、数字の上でもはっきりしているということですね。そうしますと、この今後の待機児童の解消策について、またゼロ歳児、1歳児が多いということも、具体的な数字としてもやはりそのようですので、具体的な取り組みはあるのでしょうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

○子ども家庭部長(町田正春君) 今後の待機児解消策ということでございます。

まず考えられますことは、現在すみれ保育園の民営化に向けまして、検討会を立ち上げ検討しております。

その中では、現在のすみれ保育園は1歳児からの受け入れというふうになってございますけれども、ゼロ歳児から受け入れできるように、見直ししていくことも検討しているところでございます。また、民間保育所で施設整備計画のお話があるような場合は、必要性もございまして、特に乳幼児の受け入れ枠をふやすことなども、検討の中に入れてほしいというふうなお願ひもしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○6番(堀雄一朗君) 今、お話しありました1つの解消策ということですが、少し時間もかかるのかなと。また、今お話しありました解消策というのは、時間はかかるようですが、ある意味抜本的な対策のようにも感じます。

また、その中で保育ママ制度などを、かつてあの前回、前々回ですかね、青海議員からも提案させていただいたりしましたけれども、そのようなあの補足的なサービスというかですね、またそういう形での解消法というものもあると思ひますので、そのよ

うなことも考慮の中に入れながら、ぜひ、この抜本的な解消に向けて、福生市としても取り組みを進めていただきたいと思います。これは全体的な話ですが、社会情勢の変化によっても、いろいろ変化があるのでということで、余りどんどんふやせというふうには、今現在計画は立たないのかもしれないのですが、この少子高齢化社会のさまざまなひずみを解消しようということで、さまざま施策が打たれて、出産育児一時金が増額されたり、福生市でも、中学生までのお子さんの医療費が実質無料化されたり、子どもが育てやすい社会へと国を挙げて取り組んでいます。

7月15日の東京都福祉保健局の「保育所の状況等について」という発表によりますと、保育サービスの定員を都としては全体で4629人ふやしたけれども、就学前児童の増加が一つ、そして、社会情勢の悪化ということが重なって、入所申込者が急増し、全体としては待機児童数が前年比1.4倍になってしまったということで、待機児童解消のための定員を4629人ふやしても、待機児童はそれを上回る勢いでどんどんふえていると。その中でも、ゼロ歳から2歳の待機児童は全体の90%を占めているというふうに発表されていました。これは福生市に限らず、東京都全体でもそのような事実が上ってきているということもありますので、待機児童がふえる可能性は今後も高いということで、常に1歩先行く福生市でありますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして4項目目、駐輪場を活用したレンタサイクル事業について、再質問に移らせていただきます。答弁で詳しく、自転車の利用促進につながることで、その他さまざまなメリット、有用性について触れていただき、幅広くいろいろなお話をさせていただきました。ありがとうございました。調査研究を強く進めるという、非常に力強い前向きな答弁にいただいたようにも感じました。ここで1点、お聞きしたいと思います。拝島駅の北口、牛浜駅の東口、牛浜駅の西口、福生駅東口の駐輪場の空き状況というのは、現状はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、自転車駐車場の空き状況についてでございますけれども、7月現在の1日平均でございますが、福生駅東口地下、ここは西友の地下でございますが、定数2351台で空き数は775台、牛浜駅東口は定数367台で空き数は294台、牛浜駅西口は定数558台で空き数は395台、拝島駅北口は定数372台で空き数は204台となっております。以上でございます。

○6番（堀雄一朗君） 大変多くのスペースがまだ確保できるようですけれども、駐輪場がいっぱいであふれるのは困りますけれども、大変多くのスペースがどうもあるようです。拝島駅の北口の駐輪場は、実は昭島方面の方の駐輪場は満杯であふれるほどになっておりまして、そういう状況の中で、なかなかあの空きもまだこっちにはあるなということ、まだ活用法があるかなというふうにも感じます。昭島の駐輪場について言いますと、実はそのような満杯の中でも、自転車のパンクや鍵の紛失の際に緊急に無料で貸しますという、貸し自転車が用意されていました。これはちょっとレンタサイクルとは違うのですが、そのようなことは自治体には、よく見るといろいろなところで行われているのだなということは気がつきました。当市の駐輪場、

空気がたくさんありますので、福生駅の東口や拝島駅の北口などからでも、市民サービスや散策での利用など、そういったことを含めてレンタサイクル事業の実施を試みたらどうかと思います。一昨日も市民の自転車利用の促進を発言された議員もおられました。

世田谷区のように、ＩＣカードとＩＣタグで２４時間を管理して８５０台も用意するとなると費用がかかり過ぎると思いますけれども、交通施策とまでいかななくても、ここから１日２００円で貸しますとか、そういう自転車の貸し自転車からスタートしてみても、よいのではないかと思います。

たまたまですけれども、この８月、五日市ではこれ民間の事業者ですけれども、観光用のレンタサイクルを始めたというニュースが出てました。この観光用のレンタサイクル、五日市では山の中ですので、坂道が多いのではないかと思います。こちらは電動自転車を中心に貸すということで、瀬音の湯までもすいすい行けますということで貸すそうです。そのような、ちょっと自転車ブームみたいなこともあるのかもしれないのですけれども、そのようなことがありました。

また、公共の自転車としては、環境省が環境温室効果ガス削減のためということで、８月２日の読売新聞の「ヨミウリオンライン」で配信があったのですけれども、自転車の利用を試してみようということで丸の内のビジネス街に３００メートルごとに５カ所駐輪場をつくって５０台の自転車を配置すると、この自転車を気軽に乗っていただけるようにということで、登録料を１０００円払いまして、最初の３０分の利用は無料、自分が行きたいところの近い駐輪場まで、そこから乗って行って置いて、また返していただければ結構という、そういう事業をやってみるということで、１０月からやるそうです。こういう町中の公共自転車、このアイデアはどうも、パリで既に１５００カ所、２万台の配置というのがあるそうで、それは多分、これを参考にしたのだと思うのですけれども、駐輪場を何カ所もつくって、その間自転車で次々と移動していただくというようなそういうやり方もあるようです。これは一つの自転車のＣＯ２削減という観点からの取り組みということで、こういうこともありますので、参考にさせていただきたいと。これから、調査研究に積極的に努めていただくことを要望いたします。

○議長（大野聡君） 午後２時１５分まで休憩いたします。

午後１時５８分 休憩

~~~~~

午後２時１５分 開議

○議長（大野聡君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○６番（堀雄一郎君） それでは、最後に５項目目の公共料金の支払いの利便性向上についてですけれども、先ほど答弁いただきました。時代の要請であるというところまでおっしゃって、これはもう当然やることというような御答弁はありましたけれども、本当に計画をぜひ推し進めていただいて、ペイジーやコンビニ収納、クレジットカード払いというのは、すべてできるようにしていただきたいというふうに思

います。

この公共料金の新たな収納方法に関する検討会では、さまざまな公共料金を掌握されて実施へ向けての検討がされたと思います。一昨日は給食費の収納の話がございました。休日・夜間訪問も行って収納努力をしている話があったり、また、悪質な未納者には法的措置も辞さないという答弁もありましたけれども、保育料や給食費など、何かふだんさまざま支払いというのがありますけれども、行政の中ではいろいろな背景があって、それぞれ行われていまして、多分恐らくシステムなども全部違う中で運営されていると思いますが、コンビニ収納等については、そのシステムの改修のときのタイミングになっても構わないと思いますので、とにかく、できるだけ例外がないように進めていただけたら、その方が市民としてはなじみがあるよなという感じがします。市民の感覚では、一つ一つさまざまな支払いを並べてみたときに、何でこれは別でくるのだらうと、何でこれは違うやり方なんだらうと、何でこれだけはほかでやらなければいけないのだらうというものが多く、そういうふうにならないようにすっきりとまとめていただくと、市民の感覚としてはすっきりいくんじゃないかなというふうに私も感じております。

また、これは二次的なことですが、やはり支払いやすさというのは、支払うってというのはちょっと大変な決意がいることもありますけれども、支払いやすさってというのは、やっぱりすごくその環境の中で、今支払おうと、例えば収納がおくれる方に関しては、そういうふうには促しやすいという環境にもつながると思いますので、そういうメリットというのものもあるのではないかなというふうに私は考えています。このように、あらゆる支払いが可能になっていくよう極力例外をつくり出さないで、さまざまな分野のシステムの入れかえなどに合わせての導入を要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、10番高橋章夫君。

（10番 高橋章夫君質問席着席）

○10番（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

観光行政に関して3項目、それから福生病院に関して3項目をお伺いしたいと思っております。

初めに観光行政についてお伺いします。地球温暖化という言葉が出始めて、また10数年が経っておりますが、家庭ではクーラー、あるいは自動車のクーラーの冷媒に使用されていたアンモニア・フロンガスが使用され廃棄、その後解体、廃棄されたフロンが気化し、オゾン層として地上25メートル付近では最大の濃度といわれております。その言葉に関しましては、農産物等が一番被害が出るということで、エルニーニョ現象というような言葉が使われて、経済効果にも大きな被害が出たということも聞いております。また、さらに近年では地球温暖化が大きな課題となり、大量の化石燃料が消費され、二酸化炭素（CO₂）の排出が原因として地球温暖化が進み、世界

共通の課題とされ、地球上に地球温暖化による気象変動が起き、巨大ハリケーン、熱波、寒波現象、あるいは集中ゲリラ豪雨など、CO₂が原因であると指摘されております。

CO₂削減に国各自治体等もCO₂削減に取り組みつつあるとあります。当市も2030年までには50%のCO₂削減に努めてまいっておるところでもございます。

まずお聞きいたします。地球温暖化対策について、行政として今後の目標のために、どのような方策を立ててCO₂削減を行っていくのか。

続きまして、エコカーの今後の導入についての考え方はどうなっているかお聞きいたします。

2といたしまして、各市内の屋上緑化について、市内の各施設はほとんどが鉄筋コンクリート建築で、屋上が開放されていないが、屋上を開放して市民協働による緑化で四季折々の草花、野菜等で緑化の考え方はないのかをお伺いいたします。

3といたしまして、芝生化推進についてお伺いいたします。これは、お断りしておきますけれども、鳥取方式ということで考えていただければありがたいなと思っております。

近年、芝生化推進事業が、各市町村におかれましても進みつつあります。また、各学校、公園等の施設でも、我が市でも芝生のモデル事業を取り入れる、取り組むことはできないかお伺いしておきます。芝生化の多くが、先ほど申しましたけれども、鳥取方式を取り入れているようですが、安価で成長も早く、手間もかからないようなので、鳥取方式を取り入れてみてはどうかということをお伺いいたします。

続きまして、公立福生病院についてお伺いいたします。福生病院は平成13年4月に福生病院組合として福生市、羽村市、瑞穂町、2市1町で組織された一部事務組合で運営しております。また、2市1町から議員が派遣され、事務方も一部派遣されております。運営に対しては、公立福生病院として開設され、東京都指定二次救急医療機関として起動しております。同年には人工透析、リハビリテーション、MRI等が設置されて運営されております。また、平成14年には循環器系診療科が設置され、循環器系X線診断システムも導入されております。また、平成15年度には対外衝撃波結石破碎装置が導入、同年、骨密度の測定装置も導入されております。また、平成16年度には心臓血管外科も開設、合わせて、乳房撮影室も設けられております。医療関係機器も充実され、診断項目も20項目となり、平成18年に新庁舎の改築工事が始まり、平成20年12月には新病院として第1期工事が完了し、オープンしているところでございます。事業費も5年間にしますと、総額156億6850万円ほどかかっております。財源を病院企業債と税金を見込んでの事業であり、関係自治体の協力のもと進められております。本年も運営費が3億2136万円ほど、また、事業費としては3億2840万円、合計しますと6億4976万円が福生市の負担金となっております。多額の税金が歳出され、気になるところではございますが、その後の全員協議会でも公立福生病院組合の報告等がありましたが、現状についてお伺いいたします。

1 といたしまして、医師不足の現状について。今期に入って医師の出入りはあったのかどうかお伺いします。また、看護師等の状況も教えてください。また、今後の目標はどのような設定を上げているのかも伺います。

2 といたしまして、救急患者の受け入れ状況についてであります。近隣の救急病院に患者が回されていないか、また、入院ベッド等の現状はどのような状況か伺います。

3 といたしまして、今年度完成の病棟の進捗状況について伺います。

やなぎ通り側から見ますと、外見しか見えませんが、工程どおりに進んでいるかをお伺いします。また、一部事務組合運営ということでございますので、余り細かいことは差し支えますので、その範囲は私の方も考慮しながら説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

環境行政についての1点目、地球温暖化対策についてでございます。

行政としてどのように二酸化炭素を削減していくかとの御質問でございますが、市では、平成17年2月、福生市地域新エネルギービジョンを策定し、2030年までに二酸化炭素を50%削減するという目標を掲げさせていただきました。地球温暖化は、地球規模の課題であるわけですが、解決するためには、一人一人の省エネ行動や省エネルギー、新エネルギー設備の普及など、地域からの取り組みがなくては解決できない課題でございます。本議会の補正予算でもお願いいたしますが、住宅への地球温暖化対策設備助成金の追加や、リサイクルセンターへの太陽光発電の設置、やなぎ通りや加美立体通りの街路灯を、水銀灯からエネルギー消費の少ない発光ダイオード照明灯へ変更するなど、地球温暖化対策をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、公用車のエコカー導入につきましても、本議会の補正予算でお願いいたしますが、共用車として5人乗りの乗用車を1台と、8人乗りのワンボックスカーを2台、合計3台をハイブリッド車に買いかえいたしまして、地球温暖化の防止に努めたいと考えております。このほかの公用車につきましても、総体的な台数を極力減らしていく考えをもとに、買いかえが必要な場合には、買いかえ基準に基づき、順次環境にやさしいエコカーに買いかえたいと考えております。

次に、2点目の市内の各施設の屋上緑化についてでございますが、環境基本計画では、緑豊かなすぐれた居住環境づくりといたしまして、公共施設等の緑化が掲げられております。具体的には、公共施設では可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進いたしますと位置づけており、屋上緑化については直接触れてはおりませんが、市役所の建設に当たりましては、丘の広場といたしまして、屋上緑化を取り入れたところでございます。既存の公共施設で屋上緑化を行う場合、防水の問題、維持管理の問題、人が上れるかどうかの問題など、課題があるかと考えております。また、プ

ランターなどを置き、市民の皆様が管理することができないかとの御質問でございますが、市民の皆様が自由に屋上に上れる公共施設と申しますと、福祉センターなどに限られているようでございます。現在の状況では、なかなか難しいのではないかと考えております。

次に、3点目の芝生化推進についてでございます。校庭や公園等で鳥取方式を取り入れたモデル事業に取り組む考えはないかとのことでございますが、鳥取方式は鳥取大学で芝生の専門の教授が考案され、鳥取から広まったことからこう呼ばれております。この方式は、従来の芝を張るというのではなく、横に伸びる性質を持ったティフトンという品種の西洋芝を、田植えをするように数十センチ感覚で埋めていくというもので、成長が早く、2カ月から3カ月後には全面が青々となることもあるそうでございます。また、苗植えのように植えつけるため雑草が多く混じっておりますが、よく刈り込むことで雑草も立派な芝生になるということのようでございます。そこで、公園の芝生化についてでございますが、市内には芝生を植栽してある公園は、南公園、中央公園、かに坂公園等比較的規模の大きい7公園がございまして、年間4回から5回の芝刈り等を実施し、芝を良好に保つよう維持管理に努めております。他の公園への芝生化につきましては、地元町会等から御要望があれば、維持管理面等を含め、市民の皆様との協働作業の調整ができれば、考えたいと思っております。

なお、学校施設の屋上緑化と校庭の芝生化推進につきましては、教育委員会からお答えいたします。

次に、公立福生病院についての1点目、医師不足の現状についてでございます。平成20年10月1日時点で、常勤医師39名、臨床研修医師1名、嘱託医師2名、合計42名でございましたが、平成21年9月1日現在の常勤医師は44名、臨床研修医師2名、嘱託医師2名、合計48名となっております。なお、福生病院組合で策定いたしております公立福生病院改革プランによりますと、平成23年度に常勤医師数を56名と見込んでおります。

この目標人数確保に向け、現在も内科、産婦人科、耳鼻咽喉科、麻酔科等の医師確保に取り組んでおりますし、私も病院管理者といたしまして、院長、事務長と大学病院等に同行いたしまして、医師の派遣の要請を行っております。

また、看護師の状況でございますが、公立福生病院改革プランによりますと、平成22年度には242名の看護師を確保し、316床の病床を運営するとなっております。平成20年10月1日時点の看護師数は176名でございましたが、平成21年9月1日現在は190名となりました。21年度の看護師募集は助産師10名、看護師50名の合計60名とし、6月、9月、22年1月と3回の採用試験を行い、6月の試験結果では、31名の方に合格の内示を行いました。今後予定されている2回の採用試験により、316床フル稼働に向けた看護師確保に取り組んでいくと聞いております。

次に、2点目の救急患者の受け入れ状況についてでございますが、福生病院は、二次救急病院として救急告示を東京都から受けている病院であり、休日や夜間について、

内科系、外科系医師2名体制により日直及び当直を行い、救急患者に対する治療を行っております。

入院治療が必要な患者に対応する病院を二次救急病院、さらに重病で命にかかわる患者を治療する病院を三次救急病院、別名救命救急センターと呼んでいることは御案内のとおりでございます。

福生病院では内科医師が少ないため、内科系の日直・当直を、内科、循環器内科、小児科、泌尿器科常勤医師及び非常勤医師の体制で行っております。例えば、小児科医の当直時に循環器系の疾患の疑いのある患者について、救急隊あるいは家族から問い合わせがあった場合、専門外であるため、近隣の専門医がいる病院に行っていただくようお願いすることがあるとのことでございます。また、外科系の日直・当直につきましても、専門外の病気の治療に対し、近隣の専門医師がいる病院に行っていただくようお願いすることがあるとのことでございます。しかし、福生病院にかかりつけの患者につきましては、内科系、外科系いずれも福生病院で診察を行っているとのことでございます。脳外科につきましては、毎週水曜日の夜間、脳外科医が当直を行い、緊急時対応を図っているとのことでございます。

入院ベッド等の状況でございますが、平成20年度の1日平均入院患者は154.8人でしたが、平成21年4月から7月までの1日平均入院患者数は180.6人となり、1日当たり25.8人の増加、率にして16.7%ふえております。なお、現時点での福生病院のベッド数は265床でございます。

次に、3点目の本年度完成の病棟の進捗状況についてでございますが、7月以降の雨天の影響で1週間程度のおくれが出ているそうでございますが、おおむね工程どおりで来年2月1日にはフルオープンを行うと聞いております。

以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

環境行政についての2点目、市内各施設の屋上緑化のうち、学校施設の屋上緑化についてでございますが、本市では第二小学校第2校舎の屋上、510平方メートルについて屋上緑化が行われております。植栽の内容はベニカナメモチなどの低木と、菜園用の草花、野菜などでございます。しかし、現在教員と児童が散水などの維持管理を行って、理科や生活科の授業においてその活用をいたしてはおりますが、屋上菜園は児童の安全性を考慮し、だれもがいつでも立ち入ることができるといった状況ではなく、ふだんは屋上への入り口を施錠した状態にあります。このことは、他の小中学校の屋上においても同様なことになろうかというふうに考えられます。すなわち普段は立ち入ることができない状態になろうかと、このように教育指導の側面からは、第二小学校以外の小中学校では使用されていないのが現状でございます。また、構造上の問題もありまして、盛土などの積載荷重による建物に対する負担、校舎への水の浸透防止、排水の目詰まり対策などを考えますと、既設の校舎ではなかなか利用しづらい面もございます。

一方で、例えばヒートアイランド現象に対する屋上緑化という視点に立ちますと、施設の構造に負担をかけずに緑化ができる方策もあるやに聞くとお聞きでございます。校舎について申し上げますならば、一般の施設と異なり検討の余地はあるのかと思われます。引き続き、研究課題としてまいりたいというふうに存じております。

次いで、環境行政についての3点目、学校の校庭の芝生化でございますが、校庭の芝生化につきましては、教育委員会では学校体育施設の開放で利用されております登録団体、各校のPTAに対しまして校庭芝生化についてのアンケート調査を、平成19年度に実施をいたしました経緯がございます。調査の結果では、回答された30団体のうち芝生化によって活動に不都合があると考えておられる団体が約4分の1の8団体、不都合はないと考えている団体は22団体ということでございました。

芝生化の対応については、これらの御意見のほかにも、例えば消防団のポンプ操法の大会を控えた練習の場所として、あるいは七夕まつりでの会場や駐車場としての使用状況などあわせて考えますとともに、学校、PTA、地域の方々との合意形成も図りながら、まずはできるところから取り組んでいこうというふうに考えております。

その上で、現在の校庭の使用状況を考えますと、十分な養生の期間が確保できないこと、芝生化した後の維持管理に課題が残ることなどから、大規模な芝生化は難しいのではないかとこのように考えられます。

そのような中で、1ないし2校でモデル的に実施することの可能性が若干見えてまいりました。特に、議員御指摘の鳥取方式の芝生化は手軽に芝生の定植ができることから、幾つかの自治体において既に取り組まれたと聞きます。近隣自治体の学校のよってもこの方式により、校庭の芝生化に取り組んでいる学校もあるようでございます。ポット苗を委嘱するという手法のため、児童・生徒でも簡単に行えることがこの方式の特徴で、保護者や地域の方とともに芝を植え、その後の養生や管理も連携して行っているということでございます。市におきましても、この鳥取方式を校庭芝生化の方式とし、モデル校を選定の上、校庭の使用状況を考慮しながら、まずは校庭の一部の芝生化で検討いたしたいというふうに存じます。

以上、高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（高橋章夫君） 御答弁ありがとうございました。それでは幾つか再質問をさせていただきます。

地球温暖化対策について、答弁の中で、一人一人の省エネ行動と答弁いただきましたが、家庭の中では誰かしらが気がついて電気を消すことは可能でありますけれども、市の各施設が、利用者が利用し終わったあとになかなかその電気が消えてないというようなお話を幾つか聞いております。この照明器具の消し忘れ等について、指摘もありましたので、ここでどんなふうな方策をとるか、その辺のところをお聞きしておきたいと思っております。

それから、2番の街路灯の件でございますが、水銀灯から発光ダイオード照明にかえるということでございます。水銀灯と発光ダイオード、LEDの比較、どのぐらいの差があるか。CO₂または電気代等がわかればお聞かせください。

それから、3といたしまして屋上緑化について。安全上、確かに一棟一棟見ていきますと大変難しいのかなと、そんなふうには思われます。都内たぶん27ぐらいの施設がコンクリートの建物でできているように見受けられましたが、現状ではなかなか屋上まで上がっていきける施設というのは、まあ学校は階段では上がってはいけるのかもしれませんが、ほかの施設では、お話がありましたように、福祉センターないしはどちらかといえば、しいていえばその目の前にあるもくせい会館ぐらいかなと思っております。余り無理なことは進められない訳ですけども、屋上に、直接太陽熱を与えないような、例えば手軽にできる人工芝等で、その辺の太陽熱を遮断するようなことはできないかお伺いいたします。

それと、緑化推進事業についてでございますけれども、公園等の芝生化ですが、地元町会から要望があれば、維持管理等含め、市民と共同作業ができれば考えたいとのことでございます。芝生化したい町会が出たときに、どのような流れになるか。申し込みから、例えば植栽ができるとか、芝生化にするまでにはどのようなことになるかなということをお聞きいたします。

それから、5といたしまして、学校の芝生化ですが、既に近隣の自治体でも鳥取方式を取り入れているとのことでございます。自治体と学校名がお聞かせいただければお願いしたいなと思っております。また、我が市でも、この鳥取方式で校庭に芝生化の一手法としてモデル化を設定し使用状況を考慮し、まずは学校の一部、校庭の一部を芝生化で検討してみたいという、この芝生化の対象校は、どのような条件に合う学校になるのかお伺いいたします。

6といたしまして、福生病院についてお伺いいたします。答弁の中で公立福生病院改革プランについてとありましたが、この公立福生病院の改革プランの趣旨についてお聞かせいただければと思います。

7といたしまして、患者の受け入れ状況で、救急患者の受け入れ体制でございます。

救急患者が搬送されて、診断の結果、状況によって大変範囲があるかと思っておりますけれども、診断後そのまま帰る方、そのまま入院される患者等の比率、または、地域別などがわかりましたら、お願いしたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（森田秀司君） 私からは1点目の危機温暖化対策について、幾つか御質問をいただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず、1点目の照明器具の消し忘れの関係でございます。

昨年11月から、環境マネジメントシステム「L A S - E」を市役所では導入をいたしました。各施設への省エネ推進を進めております。特に市役所では、トイレと階段を除きまして、水曜日を除く開庁日には、午後5時45分になりますと証明を自動的に一斉に消灯をいたしまして、消し忘れの防止に努めているところでございます。市役所以外の各施設につきましては、そのような機能はございませんので、職員が、利用が終わった部屋の照明を消すようにしております。照明の消し忘れがないように、「L A S - E」の研修ですとか、職員向けのニュースを通じまして、その辺の徹底を

図っていききたいというふうに考えております。

次に、屋上緑化の関係でございますが、屋上は太陽が直接当たりまして、夏には大変高温になります。屋上緑化は屋上の温度を下げ、室内の冷房にも効果がありますが、市長答弁にありましたように、なかなか管理面等課題があるように思っております。

なお、屋上での省エネやヒートアイランド対策では、東京都が中心になりいろいろな種類の塗装の実験を行い、高反射塗装というんでしょうか、この塗装、塗料が非常に冷房効果には有効であったというようなことを聞いております。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、地球温暖化対策についての御質問にお答えします。街路灯を発光ダイオード、LEDに変更する件でございますが、今回は、市長答弁にありましたように本議会の補正予算でお願いをいたしますが、やなぎ通りと加美立体通りの大型街路灯、水銀灯で400ワットでございますが、設置後30年以上経過し老朽化が進んでおりますことから、既設の更新に当たり省エネタイプのLED、発光ダイオードに交換する予定でございます。これにより、400ワット1灯当たりの電気料が1年間で1万4232円、二酸化炭素排出量では、1年間で346キログラムの削減になります。率で申し上げますと、双方とも約60%の削減が図れます。なお、この事業は、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を充てる予定でございます。

次に、3点目の芝生化の推進について御答弁申し上げます。芝生化したい町会が出てきた場合の流れでございますが、まず、申し出てきた町会と芝生の植え込みや維持管理について調整、確認をさせていただき、双方で内容の調整ができれば、公園ボランティアとしての申請登録をしていただきまして、その後、定期的に芝生の刈り込みと維持管理をお願いすることになります。以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 校庭の芝生化で御答弁申し上げます。まず、近隣自治体における校庭芝生化の状況でございますが、あきる野市では、屋城小学校が10年ほど前に校庭の砂ぼこり対策といたしまして、校庭の一部を芝生化しております。そのほかの自治体では、瑞穂町が今年度、小学校2校、第一小学校、第五小学校におきまして校庭の一部、約100平米ほどを芝生化しております。なお、この瑞穂町の芝生化は鳥取方式で行っております。

次に、芝生化の対象校の条件でございますけれども、教育長答弁でも申し上げましたとおり、学校の校庭は学校教育で使用するほか、さまざまな目的で一般利用がなされております。例えば、消防訓練、また、七夕の駐車場、また、少年野球、サッカーでの利用でございますけれども、校庭の主体部分があいておりますのが第二小学校でございます。また、その他の学校につきましては、主体部分は車が入るような状況でございます。そういったことで、主体部分ということになりますと二小ということになりますけれども、校庭の主体部分以外のその周辺ということになりますと、芝生ですから樹木の下は一般的には育たないといわれておりますので、樹木の下でない場所、そういったところを対象としてモデル的に植えていききたいと、このようなことになると思いますけれども、また、この学校につきましては、これから学校長初め学校と十

分協議をさせていただきまして、モデル校を選定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私からは、公立福生病院につきまして2点、お答えをさせていただきます。

1点目は、公立福生病院改革プランの趣旨でございます。

この公立福生病院改革プランにつきましては、近年、公立病院の多くが経営状態の悪化、医師不足に起因する診療体制の縮小や廃止を余儀なくされていることから、国、総務省が、公立病院改革ガイドラインを示しまして、平成20年度中に、この改革プランを公立病院に策定するよう求めてきたものでございます。これによりまして、公立福生病院では国のガイドライン等に基づき、福生病院の今後の果たすべき役割、経営効率化にかかる計画、医療機能に係る目標数値、あるいは経営形態の見直しなどについて定めたものでございます。

次に、救急患者の受け入れ状況でございますが、これは、平成21年4月から7月までの一月当たりの平均値で申し上げますが、救急車等で搬送された方は161人、そのうち、そのまま入院された方は41人、率にいたしますと25.4%の方が入院をしたということでございます。また、搬送された方161人の地域別の比率ということでございますが、福生市が24.1%、羽村市が19.5%、瑞穂町が10.7%、その他の地域が45.7%とのことでございます。以上でございます。

○10番（高橋章夫君） では、2点ばかりお伺いいたします。先ほど、芝生の件でお聞きしましたところ、町会等でボランティアが出た時には、何とかなるでしょうというような考え方もあるようですけれども、その後、もし芝生化になったときの芝刈り機だとか肥料などは、これからの考え方として、もし差し支えなければお聞かせいただければと思います。

それと、福生病院の件ですけれども、病棟の進捗状況、2月にオープンということでございますので、旧病棟、旧棟ですね、その解体も、その完成時までに終わるのか、それとも外構工事と同時に2月のオープンまでには間に合うのか、お聞かせいただければと思います。以上2点、お伺いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 芝生化推進についての御答弁をいたします。

芝生化する町会があらわれた場合の関係でございますが、基本的には、芝生の定期的な刈り込み等、維持管理につきましては、市民の皆様の実施していただきたいと考えております。そこで、刈り込み機器あるいは施肥肥料等につきましては、実施していただく町会と調整、確認をして、方向性を出していきたいと考えております。以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、来年2月1日フルオープン以後の解体工事あるいは外構工事ということでございますが、解体工事につきましては、既存の新館、どうも既存の新館という言い方、ちょっとわかりづらいのですが、現在の外来等の受付窓口、事務室、いわゆる管理棟がある建物がありますが、その解体工事が来年の2

月から5月ごろに、それから病院の東側の外構工事いわゆる今仮設の入り口がある方が東側になるわけでありましたが、あちらの方の外構工事を7月から8月に実施をするというふうに聞いております。以上でございます。

○10番（高橋章夫君） それでは、要望事項になろうかと思えますけれども、させていただきます。

市民が各いろいろな施設を、昼間ないしは夜間等、使用した後も消灯のやっぱり確認徹底を図っていただきますよう、これは要望しておきます。

それから、地球温暖化対策の御答弁でありましたように、この発光ダイオードの照明の件ですけれども、CO₂削減にとのことで、その一軒の家庭のですね、白熱灯の60ワットと、それからLEDと比較しますと、ワット数でいきますと片方は60ワット、片方はLEDですけれども、3.5ワットとそのくらいのこう消費率が低いということで、それから、電力も10分の1、明るさは逆に17倍もあるということでございますので、これから市のいろいろなところの切り替え時期には、そういう発光ダイオードを含んだ照明器具に取りかえていただくよう要望しておきます。

それから、公用車の買い換え等も先ほど答弁いただきまして、これからはエコカー等の導入をしていくということですから、これもなるべく条件に合ったようなときには、エコカーの導入を要望しておきます。

それから、屋上緑化で、建物の今後の屋上の改修工事ないしは防水工事のときには、高反射率の塗料を施工していただくよう要望しておきます。

それから、芝生化に伴うモデル校として、可能なら2校ぐらい同時にスタートをしていただければいいかなという、それはなぜかという、一つ一つの学校の地域的なこともあろうかと思えます、学校内で場所もあろうかと思えますので、もしそういうことがモデル校でできるのであれば、2校同時に比較対照しながら栽培の経過を見ながら、記録していただければ、もう少し前に進むのかなと。また、次のモデルというよりも、実施されるときにも一つのバロメーターになるんじゃないかなと思っておりますので、この辺のところができたら、2校要望しておきます。

それから、最後に、医師と看護師の件ですけれども、まだ現在のところ、4つの科が不足をしているとのことでございます。市長も先ほどの答弁の中で、病院関係者と管理者として、自分も各方面をお願いをしているということでございますので、これからはぜひ御努力いただきまして、医師・看護師の確保をいただきまして、市民に、または、各関係団体に安心をもたらせるような医療機関にしていきたいということをお願いいたしまして、要望しておきます。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番原田剛君。

(7番 原田剛君質問席着席)

○7番(原田剛君) それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、女性特有のがん検診推進事業について、高齢者福祉について、離職者支援についての3項目についてお聞きしたいと思います。

たまたま福祉部ばかりの項目となってしまいましたが、特に他意はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは第1項目目、女性特有のがん検診推進事業についてお聞きします。

1点目、女性特有のがん検診の概要について、何度も取り上げたテーマでございますが、女性の特有のがんということで乳がん、早期発見が重要。また、子宮頸がん、これも定期的になん検診を受けることと予防ワクチン。昨日、青海議員も言っておりましたが、10月に承認予定となっております。

このワクチンと検診で100%予防できるといわれているにもかかわらず、全国的に検診率が低く、公明党も検診の推進と子宮頸がんワクチンの早期承認を求めて署名活動等も行いました。それにより、自公政権において国の平成21年度補正予算に組み入れ、補正予算が成立しました。検診するきっかけをつくり、検診率をアップする目的で、女性のがん検診について、子宮がん検診、乳がん検診受診促進のための無料クーポン券を配布する施策でございます。

前は、この21年度補正予算が通ったばかりでお聞きしましたので、まだ詳細については御答弁いただけませんでしたが、今回、市の方でも補正予算として議案となっており、詳しいことは委員会で行われますが、考えや方針についてお聞かせいただきたいと思います。そこで、女性特有のがん検診の概要について、また、受診券発行から受診するまでの流れについてお伺いいたします。次に2点目として、対象人数と予算について。子宮がん検診についての対象人数、また乳がん検診についての対象人数、そして予算についてお伺いします。

次に2項目目、高齢者福祉について。

1点目、要介護認定方法の見直しの経過措置について。2009年4月から、介護認定について一次判定の項目が、82から8減の74項目になりました。そして、新制度で介護認定がスタートいたしましたが、当初、認知症の判定項目にかかわる項目が減らされたため、認知症の方の介護度が下がるのではないかと懸念されたところでもございました。これについても、前回スタートしてすぐにお聞きしたためデータが少なかったのですが、5カ月たち更新認定した結果、そして以前の介護度と新制度での介護度の変動状況、これについてお聞きしたいと思います。

また、4月から新制度により介護認定をした際、利用者が今までの介護度より軽度に出た場合、今まで受けていたサービスが受けられなくなる。それでは困るということで、本人の希望により従来どおりサービスが受けられるようにした経過措置がとられています。その経過措置の状況について教えていただきたいと思います。

次に2点目、在宅支援センターについて。在宅支援センターが福生市には3カ所あります。加美と武蔵野、南田園でございますが、この在宅支援センターの業務内容は、介護や生活支援に関する相談、情報提供、また高齢者の実態把握、そして保健福祉サービスの利用申請手続代行等を行い、在宅介護の総合的な窓口となっています。この在宅支援センターについて、相談を受けてからの対応状況についてお伺いしたいと思います。

次に3点目、介護従事者の処遇改善について。介護従事者の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が施行され、当初、介護報酬改定により、ヘルパーの処遇改善として2万円上がるのではないかとと言われておりました。これについても、前回お聞きしましたが、やはりデータがそろっていなかったため、詳しくは聞けなかったところでございます。そこで、市内の介護従事者の処遇改善状況を把握されているか、お伺いしたいと思います。

そして4点目として、高額医療・高額介護合算療養費制度について。医療保険と介護保険によって、現在、医療費や介護サービス費の一部を負担すれば、医療や介護は受けられます。これまでも、医療保険、介護保険それぞれについて月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする制度、いわゆる高額療養費制度などがありましたが、1回ごとの自己負担は軽くても、長期にわたって継続的に治療や介護サービスを受ける場合、家計の負担は軽くありません。高額医療・高額介護合算療養費制度はその家計の負担を軽減する制度ですが、平成21年8月1日から初年度分の申請受け付けが始まりました。この高額医療・高額介護合算療養費制度の概要と、申請がスタートしてからの相談状況、申請状況についてお伺いしたいと思います。

次に大きい3項目目、離職者支援について。

1点目として離職者の生活相談についてお伺いします。世界的な不況により経済が悪化する中で、工場などで働いていた派遣社員が契約の途中で解雇される、いわゆる派遣切りが社会問題化しました。全国の労働局及び公共職業安定所が、事業者に対する任意の聞き取り等により把握した状況を厚生労働省が5月に発表しましたが、これによると、昨年10月からことし6月までに職を失った、または失う見通しの非正規雇用労働者は21万6000人以上ということです。

フリーターや派遣社員として働く非正規雇用労働者の中には、余りにも給料が安かったり、失業保険などのセーフティネットから漏れてしまっているために、職を失うと同時に住む家を失ってしまう人も少なくありません。このように派遣切りや契約社員の契約打ち切り等で離職者の問題がありますが、福生市において失業者数、また、離職者を含む生活相談の状況についてお伺いしたいと思います。

次に2点目、離職者に対する支援制度について。ハローワーク等でも緊急的な相談窓口があり、先ほどの突然派遣切りに遭い、失業すると住む場所さえないといった方に対する支援も行われているようです。離職者に対する支援制度についてどのような制度があるか、お伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 原田議員の御質問にお答えいたします。

女性特有のがん検診推進事業についての1点目、女性特有のがん検診の概要についてでございます。女性特有のがん検診の受診を促進するとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図ることを目的として、国の方針に基づき実施するもので、今回、補正予算に提案をさせていただいている事業でございますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

検診の概要でございますが、一定の年齢に達した女性に対し、子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付することにより、検診受診向上を図る事業でございます。なお、検診事業の流れ及び2点目の対象人数と予算につきましては、福祉部長より答弁をさせていただきます。

次に、高齢者福祉についての1点目、要介護認定方法の経過措置についてでございます。福生市の対応は、他の市町村と同様に厚生労働省通知に基づき対応しております。新基準に基づいた認定を行った上で、利用者の希望に沿った形で経過措置を実施しております。

平成21年4月から7月末までの集計によりますと、今回の新基準に基づく認定調査の更新申請における要介護度の変動状況は、前回より介護度が上がった方は61人、下がった方は11人、前回と同一介護度の方は194人、合計266人となっております。また、新基準の判定も御本人の希望による経過措置適用によって認定区分を変更した方で、今回の判定を上げた方は30人、下げた方は12人、合計42人でございます。224人の方は、経過措置を適用いたしましても今回の判定のままでございます。

次に、2点目の在宅介護支援センターについてでございます。センターでは、日常的に地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の実態把握を行いまして、介護要請等の評価を行っております。また、在宅介護の総合的な相談に応じるとともに、必要に応じた保健福祉サービスが受けられますよう、地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整を行い、総合相談、介護保険対象外の方に対する支援・サービス代行、高齢者住宅の緊急時の対応などを行っております。

具体的な利用者からの相談の対応につきまして、各センターで関係する内容は、各センター内で対応させていただいておりますが、困難事例などは地域包括支援センターと共同して取り組むなど、問題の共有化を図り、対応をさせていただいております。また、毎月、在宅介護支援センター連絡会を開催いたしまして、ケース情報の共有化を図っております。場合によっては、西多摩保健所に指導を仰ぐなど、複雑化する事案に取り組んでいるものでございまして、個別ケースの判断を誤らないように細心の注意を払って運営を行っております。

次に、3点目の介護従事者の処遇改善についてでございます。介護報酬の増額改定につきましては、本年4月から実施されておりますので、国においては、介護報酬改定に伴う介護従事者の処遇調査を10月に実施する予定とのことでございます。その

規模は全国で約6000カ所の事業所で働く介護職員や介護看護職員など、6万3000人に対して実施するとのことでございます。内容は、実際に個人の処遇に反映されているかどうかを検証するためのもので、どの程度処遇改善がされたか、介護事業者の運転資金などに回されていないかなどを検証するためとしております。

このように、国においては厚生労働省介護給付費分科会が取り決めた内容により、今後検証を行っていく予定でございますことから、当面、市といたしましては調査結果を見守ってまいりたいと存じます。しかし、市内の介護従事者の実感は、比較的敏感にあらわれるものでございますので、福生市介護保険事業者連絡協議会に実情をお聞きいたしましたところ、ホームヘルパーの時給が少し上がった、夏のボーナスの加算がついたなど、大きな動きではないものの、一部に介護従事者の処遇改善の動きが出てきているようでございます。また、事業所にお聞きいたしましても、各標準的なサービス利用者のサンプリング的な調査を行った結果では、収入増との傾向が出ております。市といたしましても、法の趣旨に照らして適正に介護従事者等の処遇改善が行われるよう、事業所に要請してまいります。

次に、4点目の高額医療・高額介護合算療養費制度についてでございます。この制度は、利用者の負担を軽減し、安心して医療や介護のサービスを利用できるよう、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など、医療保険各制度に加入している方を対象に、医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算して年額で限度額を設定し、限度額を超えた部分について、軽減を図るためにつくられた制度でございます。

現行では、医療費の自己負担額と介護保険サービスを利用したときの自己負担額が高額になったときは、医療費と介護費それぞれ月額で限度額が設定されております。今回は、それらを合算して年額の限度額を設定した上で、限度額を超えた分を申請していただきますと、後から支給されるという制度でございます。限度額は年額で、世帯ごとの合算により、所得や加入医療保険制度に応じて限度額が設定されております。

なお、この制度自体は8月1日から開始されておりますが、東京都内の自治体では、国民健康保険団体連合会の説明会が8月4日に開催された状況でございます。国民健康保険団体連合会の申請受け付けの日程等がまだ決定されておられませんので、福生市でも広報はこれから行う予定となっております。決定され次第、広報等により市民の皆様への周知を行い、さらに該当者へ個別の通知もさせていただきまして、該当者の申請漏れがないように対応させていただく予定でございます。

次に、離職者支援についての1点目、離職者の生活相談状況についてでございますが、市の完全失業者数は、最近の完全失業率等から推計いたしますと、2千人ぐらいではないかと考えております。働きたくても働くことができない方々がふえていることは大変危惧すべきことと、とらえております。

また、離職者等の生活相談状況でございますが、相談件数は増加しております。特に、本年6月から8月の3カ月間は延べ相談件数が280件で、前年同時期に比べまして倍増しております。相談内容等につきましては、病気や高齢のため生活困窮となられた方がほとんどで、派遣切りやリストラ等の離職による相談は、非常に少ない状

況でございます。これは、多くの離職者の方々は、地域の総合的雇用サービス機関であるハローワークで相談し、何らかの就労により生活を維持されているためではないかと思われます。

次に、2点目の離職者に対する支援制度についてでございますが、国の支援策といたしましては、住宅を喪失した方に対して、住宅費や生活・就職活動費等を貸し付ける就職安定資金融資、そして緊急人材育成支援事業として、職業訓練を受講する場合に、訓練中の生活保障としての訓練・生活支援給付金などがあり、東京都の支援策といたしましては、再就職を目指す離職者向けの離職者支援資金貸付や、東京しごとセンターによる職業紹介。そして市が受託し、実施している生活安定応援事業の就職チャレンジ支援事業などがございます。

市の支援策といたしましては、相談窓口での国や東京都の施策の御案内や、生活相談をさせていただいております。また、今回補正予算に提案させていただいておりますが、住宅を喪失した離職者等へ住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保等の支援を行う、住宅手当緊急特別措置事業を本年10月から市が実施いたします。さらに、これらの雇用対策支援と一体となって、住宅手当緊急特別措置事業などを受けるまでの生活費の貸付制度、臨時特例つなぎ資金貸し付けや、総合支援資金等の施策を、都道府県社会福祉協議会が実施いたします。ただいま申し述べました支援施策を1人でも多くの離職者の方が活用し、生活の安定が図れるよう、市として積極的支援に努めてまいります。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長(星野恭一郎君) それでは、女性特有のがん検診推進事業につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

検診事業についての流れでございますが、まず検診手帳、無料受診券、受診案内をこの10月下旬に個人宅へ送付をさせていただきます。その上で、受診者が検診医療機関と受診日の調整をしていただき、受診をしていただくことになります。受診の際は、本人を確認できるものといまして、保険証あるいは運転免許証等を持参いただきまして、医療機関はこれにより本人を確認いたします。なお、受診期間でございますが、これは11月から平成22年4月末までの6カ月間を予定いたしております。

検診手帳の内容でございますが、子宮がんと乳がんの検診を受けるための説明及び、がんに関する正しい知識を身につけ理解を深めていただく内容等が記載をされているところでございます。

次に、2点目の対象人数と予算についてでございますが、子宮がん、乳がんともに基準日を平成21年6月30日とし、がん検診台帳を整備させていただいております。子宮がんと乳がん合わせまして4110人が対象でございますが、市では50%の受診率を見込みまして、2054人の受診を予定しているところでございます。

なお、予算額につきましては医療機関への検診委託料等で1546万5000円でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○7番(原田剛君) 詳しい御答弁、ありがとうございました。それでは、ここから

は順を追って一問一答で質問してまいります。

第1項目目の女性特有のがん検診事業について。

1点目として、女性特有のがん検診の概要について。概要、また受診するまでの流れについてはよくわかりました。そこで、1点目として、福生市としても女性特有のがん検診を行っています。この福生市で行っている女性特有のがん検診の検診と、今回の国でやってくる補正予算のがん検診推進事業との関係はどのようなのかお聞きしたいと思います。

そして2点目として、市のがん検診についても、休日や夜間や、市区町村を超える地域連携ってということで、求めて要望しておりますが、なかなか進まないところがあります。今回は地域連携についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

それと、3点目に検診手帳について。乳がん、子宮頸がんについて正しい知識を身につけ、理解を深める内容が記載されているということでございます。まだどんなものか見ておりませんが、とてもお話ではよいものができるのではないかと期待しております。そこで、正しい知識を身につけ理解を深める意味では、今後このような検診手帳、市の検診でも配布できるようにならないか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、順を追って答弁させていただきます。

まず、今回のがん検診事業と市が既に行っておりますがん検診との関係ということでございます。今回の事業につきましては、国のコンセプトあるいは制度設計に準じまして、女性の特有のがん検診に対する検診率の向上、あるいは、がんに対する正しい健康意識の普及啓発の一環として実施をいたすものでございます。

子宮がんは20歳から40歳、あるいは乳がんは40歳から60歳の5歳刻みに絞った受診勧奨を行いまして、これまで受診の機会のなかった方にも、既存の制度の中で受診を促すと、そういった目的で実施をするものでございます。

一方、市のがん検診でございますが、これはこういった趣旨も含めて、健康増進法に基づきまして子宮がんについては20歳以上、乳がんについては40歳以上を対象に実施しておりますが、特に今年度、今回行う事業がこれとは全く別ということではございませんで、むしろ目的・趣旨については同様と考えております。

それから、次の2点目になりますが、休日あるいは夜間、それと地域を越えた医療連携ということでございますが、なかなか今回の検診につきましては、極めて国のコンセプト、制度設計がなかなか決まりませんでして、しかも10月から準備をさせていただくのですが、期間が6カ月ということで、2年度をまたいだ、いわゆる繰越明許の予算措置等もさせていただいております。したがって、なかなかそこまでは正直なところ、調整ができなかったという実態がございます。

ただ、検診受診率を上げるためには、そうしたところも当然、工夫をしなければいけませんし、また、特に働く女性の立場からいたしますと、休日、夜間というところは非常に大事ななと思っております。今後、十分な検討が必要かなと思っておりますが、ただやはり、これはあくまでも受け入れ医療機関がございます。特に、福生市に

おきましては、まあ3カ所ございますけれども、比較的医療機関は受け入れ場所はあるのですが、余り他の市町村のことは申し上げると失礼かもしれませんが、羽村市、瑞穂町につきましては、やはり福生病院を検診としているということがありますので、なかなか、医療機関等の状況が厳しいものがあるのかなと、そんなふうに考えております。

それから次に、検診手帳を市のがん検診にもというお話でございます。実は、現時点では考えておりません。ただし、要は今回の検診事業は、この受診率を上げるための一つのやはり試みと、検診手帳をまず対象者に全部個別にお送りするということがあります。

したがって、その検診手帳は今回限りでなく、がん検診は2年に1回受けてくださいということになっておりますので、その次の時にそれをお持ちしていただいて、また活用していただくということが必要かなと思っております。それが、結果的には受診率の向上につながっていくんだろうというふうに私は考えておるのですが、そういたしますと、今回の、仮に6カ月間の事業であります、こうしたところの、やはり実績といいますか、検証といいますか、評価といいますか、そうしたものをやはり、ある程度こう見て、それを市の検診事業につなげていくということがやっぱり必要ではないかと。したがって、今の時点では先ほど申し上げましたように、この結果を見させていただきたいということで御理解をいただければと思います。以上でございます。

○7番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。1点目としては、まあ目的としては同様ということで考えられているということでございます。

2点目の方の地域連携というのは、やはり準備も短い、確かにそのとおりだと思いますし、まあ、短期間ということで、まあ検討も重ねていただいているということでございます。今後も市の検診等もありますので、またこれもさらに続けて要望していこうかなと思っております。

そして、検診手帳の方は6カ月事業ということで、検証・評価を見て、今後、市の検診つなげていくということでございますので、評価していただいた上でまた、検診手帳がいいものであれば、またそれをさらに配布を要望していきたいと思っております。以上でこれについては終わらせていただきます。

次に、対象人数と予算についての2点目で、50%の受診率を見込みということで取り組んでいくということでございますが、どのようなスケジュールといいますか、達成する勢いで取り組んでいかれるのかなということでお伺いしたいと思います。1点です。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 受診率の50%に向けてという御質問でございますが、基本的には、この検診事業につきましては、やはり検診手帳あるいは無料受診券、それから、るる説明をさせていただくことを、個別にやはり勧奨させていただいて通知をいたすわけでありまして、これが一番やはり効果があるだろうと、そのように思っております。実際のところ、それで50%受診率が確保できるかということであり

ますが、担当としては実に厳しいというふうには思っております。

いずれにしても、個別に通知を差し上げ、さらに市の広報あるいはホームページ等におきましても定期的に、定期的といっても6カ月の期間であります、やはり、PRあるいは自身の勧奨をさせていただきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○7番（原田剛君） 広報またホームページ等でPRしていくということで、個人に送ることによって効果があるだろうということでございます。

別の市のことではございますが、富山市において保健推進委員の記事っていうのが載っております、市内で563人の方が、街角や地域でがん検診を受けてくださると推進する。そういった事業のようですが、福生市でも、いろんな検診率をアップするために、このような保健推進委員みたいなことはできないでしょうかというところでございます。あるいは、これに当たるかなと思うのは、「健康ふっさ21」の健康推進委員がいらっしゃるところであります、この人数を充実して推進することはできないでしょうか。この点について伺いたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） 当然、そういう方向で考えていくということでありす。

ただ、残念ながら我が市における健康づくり推進委員、3けたございません。今後その推進委員を拡大することを前提に、「健康ふっさ21」を進める上で、その推進委員を拡大することが、やはり第一の課題であるというふうに認識しておるところでございます、そうしたところで、担当として積極的に進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。方向性としてはそういった方向でということでございますし、また、健康推進委員を拡大していくという認識でいるということでございますので、引き続きお願いしたいと思います。それで、昨日も青海議員が言っておりましたが、子宮頸がんのワクチンが10月になると承認される予定ということで、新たな与党の動きはどうなるかわかりませんが、具体的にワクチンが活用されるようになると、対象年齢の明確化とか、ワクチンの助成金額をどうするか、一部か全額か等の問題が出てきますし、また、対象年齢によっては、学校での教育とかPTAに対する教育などの問題が上がってくると思いますので、今後も動きを見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、高齢者福祉について。要介護認定方法見直しの経過措置についてでございますが、今回、要介護認定更新によって下がった方が11人ということでございますが、一番心配だったのは、認知症の方がいたのかなというところにあります。この11人の方に認知症の方がいたかどうか伺いたいと思います。また、この経過措置によって、この11人の方ですが、経過措置に上げた方が30人ということでもありますので、前回の介護度に戻ったのかなと思いますが、その辺の点をお聞きしたいと思います。

そして、この経過措置について適用をいつまで行われるか、また、この適用をしな

くなった場合に、その後どのように対応されていくのか、というところをお聞きしたいと思います。

そして3点目として、そのほか認知症の方っていう点で、社会で見守っていこうという動きがあります。厚生労働省が行っている認知症を知り地域を知るキャンペーンということで、「認知症サポーター」というものがあります。何か特別にやってもらうわけではなく、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらい、できる範囲で手助けをしてもらうというものですが、このような取り組みがありますが、我が市においてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） それではまず、1点目の認知症でございますが、11人のうちの3人の方が、これは確定なかなかできないのですが、主治医の意見書等から、認知症状態の方というふうに考えられます。

それから、この11人の方の経過措置によって、前回の介護度に戻ったと考えてよいかというお話であります。この11人中で、経過措置により前回の介護度に戻った方は2人でございます。それ以外の9人の方につきましては、私どもの福生市の要介護認定審査会の二次判定によりまして、前回の介護度に戻っております。

次に、2点目の経過措置の適用はいつまでかということでございますが、これは、現時点では9月末の申請分まで適用すると。したがって、10月以降の申請分につきましては、現在、厚生労働省は、調査項目74項目中の43項目を旧の基準に沿って緩和する見直し案を一応決定いたしております。したがって、これが10月以降新たな認定の主体となっていくというふうに、今のところ考えてございます。それから3点目といたしまして、認知症サポーターというようなお話がございました。

これにつきましては、私ども地域包括支援センターにおきまして、この厚生労働省の、認知症を知り地域をつくる「認知症サポーター制度」に取り組んでまいりまして、地域でのサポーターづくりを図っていく予定でございまして、以上3点、答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。1点目、11人中3人だったということで了解いたしました。また、経過措置についても9月末までで、10月からは新たに74項目中43項目ですか、旧制度、旧基準という形になるということで了解いたしました。現場の方では、半年でもうこのように変わるようなことになって大変かと思いますが、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。また、10月から新制度によって、どのように変化していくかも把握していただきたいと思います。

また、認知症サポーターの方も取り組んでいかれるということで、いろいろ認知症の方が出歩いて、中には中央線沿線まで行ってやっと見つかったというような、そういった例もありますし、本当に地域の中で温かく見守って声かける。こういったことは大切なことと思っております。少しでも事故が防止できればと思いますので、前向きなお答えでしたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、2点目の在宅介護支援センターについてお伺いします。相談状況、地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整や、また、在宅介護支援センター同士の連絡

会での運営状況も理解いたしました。

そのような中で、やはり利用者が一目見て事業所がどこにあるかっていうような、そういった地図がつかれないかなという、そういった話がちょっと会派の中で話題になっておりまして、市内の訪問介護事業所や通所介護事業所、または福祉用具の貸与事業所などを地図上でプロットした、そういった地図はつくれないでしょうか。

また、往診してくれる病院や訪問治療してくれる歯医者なども入るといいと思いますけれども、そういった地図の裏側には、事業所はどのようなサービスをしているかっていうので、そういった内容もわかって、住所や電話番号も載せた、そういった「居宅介護事業者一覧地図」というような感じで、そういったものができないかということでございます。

こういったものがありますと、一目で自分の自宅とその周りにあります介護事業所がわかる、位置関係がわかるということで、いろいろな利用者の選択できる、そういった利点にもなると思いますので、このような地図がつかれないかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） ただいまの御質問でございますが、現在は介護保険事業者につきましては居宅介護支援事業あるいは訪問介護・通所介護それぞれ、さまざまございますが、事業所の名称・所在地・連絡先あるいは責任者といいますか、管理者といいますか、そうした一覧にした情報は提供させていただいております。

ただ、目で見てビジュアルにわかりやすいマップといいますか、そうしたものは実際にはございません。確かにあれば便利だと私も思いますので、実際にはやはり、介護保険事業者の事業者連絡協議会がでございます。そうしたところにも、一応御意見あるいは御相談をさせていただく中で、どんなものがあるのか、いろいろと研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○7番（原田剛君） 部長自身もそういうものがあれば便利だなという認識でございますので、ぜひともこれを進めていただきたいと思います。

・先ほど言われました介護居宅介護支援事業所という、こういった冊子があります。本当にそれぞれの事業者が特徴をとらえて、自分たちで写真等を載せて、どういったスタッフがいるかというものをつくっているようなこういったものでございますが、これは本当に素晴らしいなと思っております。こういったものにこう、地図がぱっと1つつけば、ほんとにわかりやすいのではないかとことを思いますので、ぜひとも推進していただきたいと思います。

○議長（大野聰君） 午後4時10分まで休憩いたします。

午後3時58分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（原田剛君） それでは3点目、介護従事者の処遇改善について。全国的な調査は10月に行われる予定ということでございますが、介護従事者の処遇改善という

のは本当に難しい問題であると思います。御答弁では、市内のホームヘルパーの時給が少し上がったとか、夏のボーナス加算がついた、また、事業所でも収入増の傾向が出ているということで了解いたしました。

東京社会福祉協議会が調査した介護報酬改定後の取り組み調査っていうので、これが、ことしの6月に実施した報告書があります。東京都の都内の事業所に調査をかけて、478事業所から回答が来たっていうところではありますが、実際に基本給を「引き上げた」、もしくは「予定している」というのは194事業所で、4割を超えているということでございます。あとは「引き上げの予定がない」また、基本給以外で手当を「上げた」、「予定している」というのは32.6%ということでございます。

こういった課題の中で、課題として上がっていたのが、「3年後の制度改正・報酬改定を見据えると基本給まで手をつけられない」「介護職員処遇改善交付金——今回あの21年度補正に入っておりますが、その詳細がわからないので様子を見ている」「今年度の介護報酬改定は赤字補てんにしかならず、職員の処遇改善までは回らない」というような切実なこういった声もあるのだなっていうように感じました。

今後、制度の行方が見えない、そういった中で基本給を上げれば、すべての賞与や時間外手当などにも波及するために、安易に引き上げられないっていう経営側の苦慮がうかがえるところでもあります。福生市の事業所も、同じような傾向にあるのかなっていうところを感じたところでもあります。

そこで、訪問介護事業所においては、ケアマネジャーの人数、また、ヘルパーの人数により、受け入れられる利用者の数というものがあります。

全国的には、去年10月に介護労働安定センターの調査、これによりますと、ヘルパーが「不足している」、また、「やや不足している」、合わせると78.1%ということであったということです。福生市の事業所からは、まだそういった話はちょっと耳にはしないのですが、こういった処遇改善問題でヘルパーが確保できないと、今度は利用者をお断りする、そういったことになります。そういった、逆に市内の在宅の利用者がふえ過ぎると、やはり同じように事業所としては断るといようなことになってますが、市では事業所の受け入れ人数、そういった利用者の状況、どのように把握されているかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） ただいまの御質問でございますが、現在、利用者、居宅系の介護サービスということで御理解をいただきますが、利用者が、いわゆるサービスを受けられないというような状況にはございません。

したがって、それを逆に発想いたしますと、事業者においてもサービスをお断りするということとは想定がされないだろうと、そのように考えております。

市内の居宅介護支援事業ケアプラン、ケアマネジャーも当然のこととして、1人でケアプランを作成する人数といいますか、そうしたものがこれは決まっておりますし、それを超えてケアプランを作成するという状況にはないわけでありますので、私どもとしては、利用者がいわゆるサービスを受けられない状況というものはございませんので、事業者においてもそれなりに鋭意努力をしているというふうに理解いたしてお

りますし、また、実際にそうした苦情も、特に私どもの方では聞いてはございません。以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。特にそういった状況はないということでございます。そこで、第4期福生市介護保険事業計画、そういった中でも訪問介護提供見込み量っていうのがありまして、この平成21年度から平成22年度にかけて約700人増ということで予想されております。今後も事業者の受け入れ状況、利用者の状況等把握して、その辺は注意していただきたいと要望してお願いしたいと思っております。

次に、4点目の高額医療・高額介護合算療養費制度についてですが、世帯でかかった医療、介護の年間合計、それぞれ収入や加入保険に応じた年度額を超えている場合に申請できる制度ということでございますね。

広報もこれからということで了解いたしました。また、該当者へ個別通知もされ、申告漏れがないように対応されていくということなので、本当に安心して、よろしくお願ひしたいというところでございます。

ここではちょっと1点だけ、この制度、介護と医療と両方にまたがってしまうわけですが、担当部署はどこになるのか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○福祉部長（星野恭一郎君） 担当部署ということでございますが、担当部署ということであれば、福祉部介護福祉課と市民部保険年金課というようなことになります。ただしですね、参考までに申請からのその窓口といいますか、そうしたものについて若干お話をさせていただきたいと思いますが、高額医療・高額介護合算の申請は、基本的に加入をしている医療保険者、これに申請をすることになります。

したがって、若干その手順を申し上げますと、福祉部介護福祉課では、介護保険自己負担証明書を発行させていただきます。その証明書を、国民健康保険に加入されている方であれば市民部保険年金課保険年金係へ、また、後期高齢者医療保険に加入されている方であれば、同じく同課後期高齢医療係へ申請をすることになるということになります。ただし、それ以外の医療保険者、いわゆる被用者保険でございますが、これらの方につきましては、先ほど申し上げました負担額証明書は、すべて私も介護福祉課で発行いたしますが、これ持ってそれぞれの加入している被用者保険者、これに申請をしていただくということになります。

したがって、申請をして、療養費を支払うということになりますと、これも各医療保険者がその療養費額を算定いたしまして、医療費分、これはそれぞれの各医療保険者、市であれば保険年金課、会計区分で申し上げますと、国民健康保険特別会計から、後期高齢であればそちらから、また介護保険分であれば介護保険特別会計からというようなことで支払われるということになります。

参考までに申し上げます。以上でございます。

○7番（原田剛君） いろいろ詳しく、ありがとうございました。次に、離職者支援について。離職者の生活相談についてですが、相談が昨年に比べ倍増しているって

うことなので、ここには高齢者が高齢であるため仕事がなくなって、また、病気などで働けなくなって相談に来ているのかなっていうように感じるのですが、派遣切り、リストラ等の相談は非常に少ないっていうことで、これは了解いたしました。

次に、２点目の離職者に対する支援制度についてということで、昨年より実施している中に、生活安定応援事業の就職チャレンジ支援事業という、長い題なんですけれども、この事業、内容を伺ったときに、昨年は、当時ネットカフェ難民と言われていた人たち、この人たちに有効な事業だなと思ったところなんですけれども、これまでに何人くらいの方が利用されたのか教えていただきたいと思います。

そして、次にたくさんの施策があって、国の施策、都の施策、市の施策ということで、いろいろな支援があるっていうことがわかりました。再就職支援貸付事業一つとっても、ことしの７月から単身者の貸付限度額が、今まで１０万円だったのが１５万円までと増額されたり、ここに「連帯保証人なしでも申請可能になり」とか、借りやすい状況になっている。

そういった状況であります、いろいろ、社会の状況に応じて柔軟に対応していると思われませんが、いろいろな制度があり、相談者にとってはわかりにくいと思います。

特に離職した場合、仕事を探すことはもちろんですが、やはり生活の支援、また、市都民税の納税から健康保険税の納税、また、住宅の家賃の問題などすべてが大変な状況になるわけなんですね。いろいろな部署にかかわってくる。そういった状況だと思うのです。

離職した相談者に応じて総合的に相談できるような、離職者相談の総合窓口など、こういったことを設置はできないでしょうかということでお聞きしたいと思います。

そして、ハローワークともつながっているような、よくハローワークに行きますと、パソコンでいろいろな検索をすることによって、こういった仕事があるってというのが画面上に出るようになっておりますが、そういったパソコン、こういったものをそういう窓口を設置はできないでしょうかという、その点をお聞きしたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） 生活安定応援事業、この相談件数等ということでございます。この事業につきましては、昨年の１０月から実施をいたしまして、２０年度は半年間ということでございますので、その実績ということで御理解いただきたいと思います。相談件数は７９件でございます。このうち、就職チャレンジ事業の相談件数は５７件でございました。そして、これらのうち就職につながったという形になるかと思うのですが、一定の要件をやはり満たしまして、職業訓練校に入校された方が１１人、修了された方が１０人、１人修了できなかったと、そして、この１０人分のうち正規社員として就職された方が１人という状況でございました。非常に少ない結果ではございますが、残りの９人の方につきましては職業訓練校修了後、東京都によりまして、東京しごとセンターあるいはハローワークでの支援を継続実施しているというふうに聞いております。私からは以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私の方からは離職者のための相談窓口の関係等につきまして答弁させていただきます。

まず、離職者のための総合相談窓口の設置についてでございますけれども、市の総合的な相談窓口といたしましては、離職者の方に特定してはございませんが、現状では市民相談窓口が個々の御相談内容に応じまして最も適した制度の紹介や担当窓口を御案内、並びに離職者の方のための施策を多く対応している福祉の相談窓口等と連携して、問題解決に当たっておるところでございます。また、専門性の高い離職者の方のための就労相談、生活相談等の窓口として、東京都の離職者サポート案内ダイヤル、9時から22時までということでございますけれども——などの御案内もさせていただきます。

したがって、今後も現状での対応を、関係機関との連携あるいは内部組織との連携を強化し対応できるものと考えておりますので、現状の体制で進ませていただきたいと思います。

次に、ハローワークと直結し、就職のあっせんをできるような専用パソコンの設置についてでございますけれども、この点につきましては、以前にもハローワーク青梅に確認をさせていただいております。

その際、就労相談については、パソコンを設置するだけではなく、面談ができる体制、職員を整える必要があることから、また、地域的に青梅市、あきる野市、瑞穂町、立川市と福生市の相談者に対応できる体制があることなどから、福生市へのパソコンの配置や人的配置は難しいという回答を得ておるところでございます。

なお、本年8月から本庁舎第1棟の情報スペースにパソコン2台を設置し、市民の方の、これはまあ離職者の方ももちろん御利用いただけますが、ハローワークの情報を入手できるようにいたしましたので、ぜひ御利用いただければと思います。希望条件等を入力することにより、ハローワークインターネットサービスやしごとネットで求人情報を閲覧できます。今後ともハローワークと連携しながら、情報提供等に取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○7番（原田剛君） いろいろと詳しくありがとうございました。チャレンジ支援事業の方は、11人の方が受けられたということで、それでもやはり受けられることができたというのは、本当、効果的だったのではないかと考えております。

あとは、離職者のための総合相談窓口ということでお聞きしましたが、すぐにというのは確かに難しいものだと思います。また、いろいろな社会情勢で状況がどんどん変わっていきますので、これをすぐに設置すればいいというものではないかなとも思いますし、現状の体制で進めていきたいということでございますので、これに書かれている、言われましたように、最も適した制度や窓口の案内や福祉の相談窓口と連携して問題解決に当たるといって言われておりますので、関係機関とも連携を強くするという御答弁なので、ぜひとも離職者が、あっち行ったりこっち行ったりということはないような形で、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

あとはパソコンについては、情報スペースですね、2台のパソコンが設置されたということで、普通のパソコンなんですね、これは。ハローワークと……うーんという感じなんですけど、まあインターネットサービスとしごとネットで求人情報も閲覧で

きますということでありまして、今後、もし可能ならばってということで、ハローワークの職員を配置しなければいけないというような形というような回答もあったようですが、何とかこの辺をパソコンだけでもあれば、皆さん御承知だと思いますけれども、パスワードといいますか、その方の番号入れますと、いろいろな検索できるっていう形で、住み込みでとかいったら条件を入れ、それで、条件入れなかったらいろいろそういうところはこう出てくる、そういったパソコンなんですね。そういったものが1台あれば、本当にすぐに、ハローワークの情報が得られるということで、職員の方も導入時とか、時々来ていただくってということで、設置の方向で検討できないかということで、これは要望をさせていただきます。

また、情報スペースのパソコンについても、やはり何と言いますか、プリンターとかないわけですよ。ただ、なかなか情報というか、それを出すことができないという状況でもありますので、なんとか使いやすいような形にさせていただきたいと思います。

また、いろいろな形で、8月からということで、情報スペースにパソコンが、こういった形でありますというのを、せっかく導入したので、紹介していただきたいと思います。

本当に、多くの質問を福祉部に対してさせていただきました。いろんな角度からの質問をさせていただきましたし、本当に前回質問して、また同じような質問をして、本当に真摯にいろいろな調査をされたり、状況把握をされたりしているなということを感じました。

先ほども、認知症のサポーター、こういったものに関してどう積極的にやっていかれる、また、地図についても、進めるということで理解しておりますので、ぜひとも積極的をお願いしたいと思います。本当に日ごろの業務から積極的に取り組まれている様子がうかがえました。

本当に多岐にわたり質問させていただきまして、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

~~~~~

○議長（大野聡君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次回本会議は9月4日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時31分 延会